

総務常任委員会

平成18年6月20日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎坂口 徹 ○木澤 正男 嶋田 善行
松田 正 中西 和夫
中川議長

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	教 育 長	栗本 裕美
総 務 部 長	植村 哲男	総 務 課 長	清水 建也
総 務 課 参 事	吉田 昌敬	同 課 長 補 佐	黒崎 益範
同 課 長 補 佐	加藤 惠三	同 課 長 補 佐	谷口 智子
企画財政課長	西本 喜一	企画財政課参事	野口 英治
同 課 長 補 佐	山崎 篤	同 課 長 補 佐	西巻 昭男
税 務 課 長	藤原 伸宏	同 課 長 補 佐	清水 修一
同 課 長 補 佐	吉村 俊弘	教委総務課長	野崎 一也
同 課 長 補 佐	吉村 三郎	生涯学習課長	山崎 善之
同 課 長 補 佐	清水 昭雄	同 技 師	平田 政彦
監 査 書 記	佐藤 滋生	会 計 室 長	清水 孝悦

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 峯川 敏明

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 松田委員、中西委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を、私の方より指名いたします。署名委員に、松田委員、中西委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく申し上げます。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

はじめに、本会議からの付託議案についてであります。

（1）議案第37号、史跡中宮寺跡整備検討委員会条例についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。 山崎生涯学習課長。

生涯学習 それでは付託議案の議案第37号につきまして、ご説明申し上げます。まず議案書を朗読させていただきます。

課長

（ 議案書朗読 ）

生涯学習 内容につきましては、前回の総務常任委員会でご説明させていただきました内容と変更はございませんので、3ページ目の要旨の朗読をもちまして説明にかえさせていただきます。3ページ目をお開き願います。

課長

（ 要旨朗読 ）

生涯学習
課長
委員長

以上でございます。

説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

(質疑なし)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第37号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第37号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に(2)議案第38号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。 清水総務課長。

総務課長

それでは、議案第38号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。まず議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案につきましても、前回の委員会で説明をさせていただきました内容と同様でございます。それでは末尾に要旨を添付させていただいておりますので、この要旨をもって説明に替えさせていただきたいと思っております。

(要旨朗読)

総務課長 以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。温かいご審議を賜りまして原案通り可決をいただきますようお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。

木澤委員 前回の委員会でも嶋田委員の方から質問が出されていたので、少し確認をさせていただきたいという風に思うんですけど、委員会につきましては、委員長報酬と委員さんの報酬と、他町の方で同じにしているとか、その辺の見直しを行っていくという事で先日行われました議会運営委員会の方でも諮られて、今後まとめていただけるという風にお聞きをしていますけれども、まとまる段階ですね、それがいつになるのかというのと、総務委員会にもまとまった段階で報告はいただけるのかという、その二点について確認をさせていただきたいと思います。

総務部長 この関係につきましては、私の方から議会運営委員会の方で色々な考え方について申し上げたところでございますけども、いずれにいたしましても、後ほど報告させていただきますが、特別職の報酬等審議会を開催させていただきます。その中で審議会等の委員さんの報酬等についても、議会で検討していただくという事になっています。そういった中で結論を導き出していく、また当委員会にも報告申し上げて参りたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

委員長 他にございませんか。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第38号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第38号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に(3)議案第39号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。理事者の説明を求めます。 藤原税務課長。

税務課長 それでは議案第39号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。まず議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

税務課長 それでは要旨によりご説明を申し上げます。最後のページから2ページ目をお開きいただきたいと思います。内容につきましては、前回の総務常任委員会でご説明を申し上げました内容と変わりはありませんので、要旨の朗読をもちましてご説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

(要旨朗読)

税務課長 以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜りまして原案通りご議決を賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

木澤委員 以前、前回の委員会でも税源移譲されることによって、住民負担が増える部分があるのかどうかという事は聞かせていただきましたんですけども、新たに少しお聞きしたい事が尋ねさせてもらいますが、生命保険料控除、これがですね、所得税で言いますと5万円、年金保

険を含めると10万円、住民税になりますと今度は上限額が3.5万円で、同じく年金保険を含めると7万円になって最大3万円の差が出てくると、これが税源移譲されることによって、最大で3万円×5%、1,500円の増税になるという方が出てくるという問題が一点と、あと、寄付金控除について対象になる寄付先が所得税の方では国や地方自治体の外、独立行政法人や学校法人、社会福祉法人、また政党や任意NPO団体など、広く認められるんですけども、住民税になりますと地方自治体や共同募金会、日赤などに限定されるという事で、限定がされてしまう事によって、増税になる方が出てくるという問題があるんですけども、その事について国の方からそういった問題指摘があるのか、また町の方としてそういった問題についてはどのように認識をされているのか、お聞きしたいと思います。

税務課長

生命保険料控除と寄付金控除の問題でございますけれども、これにつきましては、従来から所得税に限らず住民税にも控除がございました。そういった事で、おっしゃってる事はいわゆる所得税において増税になるんじゃないかというお話でございますけれども、逆に住民税にも控除になる関係上、逆のケース、いわゆる住民税が減税になるという事もあるかと思えます。そういった事で、いつでもですね、計算しないと細かい事は申し上げられないんですけども、額的には非常にそういった事で、しれたと言いますかそれほど問題にならない額なんじゃないかという風に思っております。今回の税源移譲という事で、いわゆる地方分権の推進の要となります税源移譲が推進されるという一つの大きな意義の中で、そういった若干と言いますか基本的には税源委譲に伴います負担の増額というのが、住宅ローン控除を含めまして配慮されております。そういった事で多少の、大きな制度改革でございますので、多少のそういった事が生じてもやむを得ないのではないかなという風に理解しております。

木澤委員

やむを得ないという理解をされておりますけれど、住民さんにとっ

ては負担になりますんで、住民税で言いますと上限が35,000円
ですね、その範囲におさまる人はいいいですけども、所得税との50,
000円との差額の中に入ってしまう人にとっては増税となって、そ
ういう人が町として数字が把握できるのかどうなのか分からないんで
すけれども、どれ位いるのかという事も一度お調べいただいて、是非
認識をお持ちいただきたいなという風に思います。そしてですね、逆
の場合もあるという風におっしゃいましたけども、所得税の最高税率
が適用される、言うたら高額所得者の方には減額になると、減税にな
るといった場合もありまして、やはり高額所得者に有利なものになっ
ているのではないかなと、私も少しちゃんと把握してない部分はある
んですけど、そういった面についても一度お調べいただきたいなとい
う風に思います。

それとですね、今回の税源移譲に伴って、三位一体の改革の中で見
ていかないといけないと思うんですけども、国からの補助金が廃止
をされて税源移譲がされるという形になりますと、個人の住民さんの
負担は増えないように調整をされるという事ですけども、自治体と
しての収入が増えるとか減るとかいう部分ではどうなってくるんでし
ょうか。斑鳩町の場合は、今年度の予算資料の中で平成16年、17
年、18年の三ヶ年度での合計を見ますと、税源移譲によって斑鳩町
ではいくらか増えるという風になっているんですけども、単年度で見
るとどうなのか。またその問題として、そうした増えるところと減る
ところが全国で、地方自治体の中で出てくるという風に思うんですけ
れども、昨日町長もそうした交付税が減らされるという問題について
は、やっぱり地方自治体として国に対しても毅然とした態度をとって
いかなければならないという事をおっしゃっていただきましたけれど
も、そういう問題についてはどういう認識を持っておられるのか、
この点についても合わせてお聞きしておきたいと思います。

税務課長

いわゆる税源移譲に伴う町の税収の増という事でございますけれど
も、いわゆる個人住民税の所得割につきまして比例税率への税率改正

を行われることに伴いまして、約2億200万円程度の増収になるという風に見込んでおるところでございます。

木澤委員 2億200万円、今年度だけでその補助金の廃止と対比して差額が2億円増えるという事ですか、それとも税源移譲によって今回移譲される金額が町税の収入で2億円増えると。

税務課長 ただ今申し上げましたのは、いわゆる個人町民税の増収分が2億200万円になるという事でございます。

木澤委員 すいません、もう一点お聞かせいただきたい点で質問した事項で、三位一体の改革との関係でどういった認識をされておるのか、という点についてはいかがでしょうか。

総務部長 三位一体の関係についてでございますけれども、この改革は平成16年度から始まっておるわけでございますけれども、当町として地方交付税を大幅に削減されるなど、我々地方財政に大きな影響を及ぼしておるものでございます。昨年11月の平成18年度の三位一体改革について政府与党間で確認されておるところでございます。その内容を申し上げますと、ご承知とは思いますが、国庫補助負担金の改革にありましては、平成18年度までには4兆円を上回る国庫補助金、補助負担額の改革を達成するという事になっておりまして、税源移譲につきましては、補助負担金改革を踏まえまして3兆円規模の税源移譲を行う事で、そしてこの税源移譲につきましては平成18年度税制改正におきまして、所得税から個人住民税において住民税所得割の税率を10パーセント、比例税率とするが、平成18年度においては、断定できるとして所得譲与税による税源移譲を実施するという事でございます。そういった関係で先ほど藤原課長が申し上げましたような2億円の増収があるという事になっておるわけでございます。一方、地方交付税につきましては平成16年度から18年度の間で交付税率

の増額を1千億円の大幅な抑制を実施する内容とされております。いずれにいたしましても、これにつきましては、我々地方財政にとっては極めて慎重に対応していかなければならないというものでございますので、今後のマイナス数字等を十分勘案しながら、我々としては財政健全化に向けて対応していかなければならないと考えております。

木澤委員 部長の方でそういった事で注意をしていかなければいけないという風におっしゃっていただきましたけれども、斑鳩町として先ほど藤原課長答えていただいた中で、比較がされてなかったんですけれども、今回税源移譲をもって2億円増えるという認識を今持っていたらと思うんですけれども、地方の状況によっては三位一体の改革の影響で実質、収入が減ってしまうところがあると。そういったものがありながら、斑鳩町として国の方と地方6団体の方で交渉をされていっている状況があると思うんですけれども、そうした全国の地方自治体と足並みを揃えてその国の対応を求めていくのか、そうか、増収にあるという認識で留めておられるのか、その点について、町長の方からどういった考えをお持ちなのかお聞きをしたいと思うんですけど。

町長 木澤委員ご指摘のように以前は共産党の野呂議員が、町長別に東京へ上京して陳情せんでも、別に共産党の首長されてる官公庁あたりでも補助金はそんなに変わってませんやんか、という話をされた。私はこの問題等については、やっぱり国の関係がやっぱり今、財政基本計画という事で骨太の方針をされてから色々とやられてます。地方6団体も積極的に税源移譲で3兆円の税源を末端のところに移譲するという話が昨年5月の時に色々問題が起こって、色々整理をされてきたんですけれども、いろんな問題を絡めつつやっぱり、いかにどうしたらいいかという事も出てますように、やっぱり国も国として考えておられると思います。ただ、末端の方は一番大変なのは地方交付税、交付税が1兆円を削減されますと、だいたい末端の市町村は1億円減になってくるわけですから、仮に今後、やっぱり今、谷垣財務大臣が申

されているように、3年間で6兆円という事になりますとかなりの利率で下がってくるという事もございますから、来年が選挙ですから、そういう事も参議院選挙も踏まえて、なかなかそういう点については明確にはまだ出てませんが、しかし巷ではそういう話がされるという事は非常にやっぱり、国の方としても非常に厳しい中ですから、我々としてはできるだけやっぱりそういう点について、できるだけ情報を早くして、県とあるいは市町村との連携を保ちながらできるだけやっぱり町にそういう関係のしわ寄せが来ないように、恐らくこの9月小泉内閣が退任されて、その後どう進んでいくのか、そこらでもだいぶ変わってこようかと思えますけど、ある程度の方針はもうだいたい決まっていますから、方針がどういう形でどういう時期にずれていくのか、そういう事も踏まえて我々としてはできるだけ情報を察知しながら努力をしていきたい。方針として国が決まった事については、我々としてもなかなかそう簡単に、それはダメですよという事は我々がもう皆さん方、国がそういう事をされてますから、どうしようにもいくわけにはいきませんが、できるだけ情報を提供いただいて我々としては県とともに共同歩調を踏まえながら頑張っていきたいと考えております。

木澤委員 法律で決まってしまう事なんでどうしようもない事なんかも知れませんが、今町長おっしゃいましたように、情報を早く入手していただいて、やはり斑鳩町の長として住民を守るという立場で県と共に国の方に交渉していただきたいという風に思います。

あと、今回ですね、やはり前回の委員会でもお聞かせいただきましたけれども、たばこ税が直接負担増となる分については、私は国の方で決まった事とは言いながら、やはり住民の皆さんには負担となると、そして5月臨時議会の際にも税の負担を求めるところが、高額所得者の方には求められておらず、庶民増税になっているという点で、やはり認めるわけにはいかないという風に強く申し上げておきたいと思えます。

委員長

他にありませんか。

これをもって、質疑を終結いたします。

取り纏めのため暫時休憩いたします。

(午前9時29分 休憩)

(午前9時29分 再開)

委員長

再開いたします。

議案第39号については、討論の申し出があります。

これより討論を行います。はじめに、本案を可決することに反対する委員の意見を求めます。 木澤委員。

木澤委員

それでは議案第39号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

まず、5月の臨時議会の際にも申し上げましたが、今回の条例改正は国の制度改正、税制改正に伴って行われるものですが、やはり一番納得いかないのは、高額所得者に応分の負担を求めるという視点が抜け落ち、それが庶民増税に添加されているという点です。今回直接に住民の負担が増えるという点では、たばこ税が10.8パーセント引き上げられ、斑鳩町では1,140万円の負担増となります。国全体では882億円の増税が見込まれています。たばこ税の収入は斑鳩町にとっても重要な税源の一つではありますが、道理の通らない負担の求め方であり、国で決まったからといって認めるわけにはいきません。また今回の改正で、税源移譲に伴う所得税と個人住民税の税率変更による人的控除額の差額調整は行われますが、生命保険料控除の差による増税効果などが解消されていません。また、寄付金控除の対象範囲が住民税では寄付金控除を受けていた人が増税になってしまうという問題があります。その差額の範囲はありますが、どれ位の数になるのかというのを是非、町の方で把握をして町民さんにどれ位の負担にな

るのかという事も是非ご認識をいただきたいという風に思います。私の感覚としても今、生命保険をかけておられる方というのはたくさんいらっしゃると思いますので、必ず影響があると思います。それらの調整についても、今後検討を是非していただきたいという風に思います。また、個人の負担は増えないように調整されますが、自治体としてどうなっていくのか、斑鳩町での収入はどうなるのか、また同じように全国の自治体で収入がどうなっていくのかというところは、三位一体の改革の動き、動向ですね、よく把握していただき、住民を守る立場で対応をいただきたいという風に思います。

最後に斑鳩町として、いくら国で決まったものでも、受け入れられないものは、毅然とした態度で対応して頂きますよう強く要望いたしまして、私の反対討論とさせていただきます。

委員長 次に、本案を可決することに賛成する委員の意見を求めます。
嶋田委員。

嶋田委員 議案第39号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を申し述べます。

今回の条例改正は、平成18年3月31日に地方税法の一部を改正する法律等が公布された事による改正であります。今回の条例改正は多少なりとも、所得税から個人住民税への税源移譲がなされ、また全ての納税者の負担が増えないように各種の配慮もされているように思います。たばこ税については、取れる者から取れという思いがしてなりません、喫煙されない方からの立場に立ちますと、これもやむを得ないのかなとも思います。以上の事から、今回の条例について賛成したいと思います。皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

委員長 これをもって、討論を終結いたします。
本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手する者あり)

委員長 挙手多数であります。よって議案第39号については、当委員会として賛成多数で可決すべきものと決しました。

続いて(4)議案第41号、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)ついてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。 西本企画財政課長。

企画財政課長 それでは付託議案の(4)議案第41号につきまして、ご説明を申し上げます。まず議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

企画財政課長 内容につきましては前回の総務委員会でご説明申し上げました内容と変わっておりませんが、予算書を提出させていただいておりますので、それに従いまして再度、説明を申し上げたいと存じます。

それでは、予算に関する説明書、まず歳入から説明をさせていただきますので、6ページをご覧頂きたいと思えます。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第4目教育費国庫補助金では、安田家歴史資料調査につきまして、国庫補助事業として採択されることになりましたことから、100万円の追加補正をするものであります。

次に、第15款県支出金、第2項県補助金、第2目民生費県補助金では、障害者通所施設「虹の家」への通所者が、当初見込から1名増加しましたことから、35万5千円の追加補正をするものであります。また、第6項教育費県補助金では、安田家歴史資料調査につきまして、県補助事業としても採択されることとなりましたことから、6万円を追加補正するものであります。

次に7ページの、第17款寄附金、第1項寄附金、第1目寄附金では、スポーツ振興基金に対し、ご寄付をいただきましたことから、5万2千円の追加補正をするものであります。

次に、第20款諸収入、第5項雑入、第4目雑入では、消防団員4名の退職に伴いまして、消防団員等公務災害補償等共済基金から、その退職報償金の受け入れとしまして、286万3千円を追加補正するものであります。

続きまして8ページでございます。歳出予算の補正でございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費では、平成18年8月に予定されております医療制度改革に係ります電算システムの改修により、国民健康保険事業特別会計への繰出金105万円の追加補正をするものであります。第3目老人福祉費でも、同じ理由により、老人保健事業特別会計への繰出金として、84万円の追加補正をするものであります。

次に、第11目障害福祉費では、228万5千円を追加補正するものであります。その内訳としまして、まず、障害者自立支援法の施行により、市町村障害福祉計画の策定が必要となり、その計画策定にあたり、障害者福祉計画推進協議会の意見を聴かなければならないということになっておりますことから、この協議会の委員報酬としまして、7万5千円の追加補正を、また、市町村障害福祉計画の策定に要する費用としまして委託料で150万円の追加補正を、また、歳入で申し上げましたところでございますが、障害者通所施設「虹の家」への通所者が1名増加いたしましたことから、福祉作業所の運営支援といたしまして虹の家運営補助金71万円の追加補正を、それぞれお願いするものであります。

次に9ページ、第8款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費では、消防団員4名の退職に伴います退職報償金を支払うため、報償費としまして286万3千円の追加補正をするものであります。また、第9款教育費、第5項社会教育費、第4目文化財保存費では、歳入で申し上げましたとおり、安田家歴史資料調査が国庫補助事業として採

扱されましたことから、町単独事業として当初5カ年を計画いたしておりましたが、3カ年で実施することとなりまして、報償費で42万8千円、旅費で4万6千円、需用費で52万6千円、合計で100万円の増額補正をお願いするものであります。

次に10ページ、第6項保健体育費、第1目保健体育総務費では、歳入のところで申し上げました寄附金につきまして、スポーツ振興基金へ積み立てますことから、5万2千円を追加補正するものであります。

最後に、第12款予備費、第1項予備費、第1目予備費では、今回の補正に要します財源といたしまして、376万円を充当させていただき補正をお願いするものであります。

以上が補正の内容でございます。それでは、1ページにお戻りいただきたいと存じます。予算書を朗読させていただきたいと思っております。

(予算書朗読)

企画財政課長 以上で、平成18年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についての説明とさせていただきます。何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりました。なお、他の常任委員会に係る補正予算の各事案については、それぞれの担当常任委員会で説明され、了承をされているということであり、あらかじめご承知をいただいて、質疑をお受けすることといたします。

ございませんか。

木澤委員 すいません、1つだけ教えていただきたいんですけども、9ページの安田家の古文書のところの旅費の4万6千円、費用弁償っていう風になってますけど、これは何の分なんですか。

企画財政課長 現地調査の旅費として4万6千円を計上させていただいております。

委員長 他にございませんか。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第41号については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第41号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に継続審査について、(1)斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題と致します。理事者の報告を求めます。山崎生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてご報告申し上げます。

藤ノ木古墳、史跡中宮寺跡及び駒塚、調子丸古墳等の整備計画及び事業費につきましては、平成17年6月16日開催の当委員会におきましてご説明申し上げたところであります。今回、(仮称)文化財活用センターの建設位置が確定し、整備概要等が明らかになりつつありますことから、藤ノ木古墳本体及び(仮称)文化財活用センターの事業費の概算につきまして、ご説明申し上げます。

最初に、(仮称)文化財活用センター設置に伴う概算費用について参考資料-1に基づきご説明申し上げます。

当該施設につきましては、当初の説明段階では建設位置及び概要等が定まっていなかったことから、学習施設整備として1億300万円程度の金額を充てておりました。参考資料-1の2枚目をおめくりいただきますと、グレーで網かけしている部分でそれでございます。その後、建設位置及び施設の概要等が明らかになってきておりますこと

から、今回、概算費用をご説明申し上げるものでございます。

参考資料－１の１ページ目をご覧頂きたいと思えます。まず、建物の払い下げ（Ｂ）及び土地の買収費用（Ａ）として約６，７００万円、建物の改築及び建設費用（Ｃ）として約１億４，０００万円、展示設備費（Ｄ）として約１億３，２００万円、発掘（Ｅ）及び実施設計費（Ｆ）として約１，２００万円を見込んでおります。全体の事業費といたしまして、約３億５，１００万円となる見込みでございます。

次に、古墳本体の事業費についてご説明申し上げます。平成１７年６月開催の委員会でご説明申し上げました事業概要にほぼ変更はございません。過年度及び本年度執行分を除く平成１９年度以降の事業費は、約１億１，７００万円程度を見込んでおります。全体の事業費は約１億８，７００万円程度となる見込みでございます。

以上が藤ノ木古墳本体及び（仮称）文化財活用センター概算整備事業費の概要でございます。なお、史跡中宮寺跡及び駒塚、調子丸古墳等については、特段ご報告申し上げます事はありません。

次に、（仮称）文化財活用センターの進捗状況についてご報告申し上げます。前回の委員会におきまして、払い下げ価格２５２万円で、現在、本所の決裁中とのご報告を申し上げておりました。本所の決裁が完了したとの連絡が、その後ございました。このことから、去る６月６日に奈良地方法務局より、今後の日程について協議のため来庁されております。協議の結果、７月１日付けで当町に建物及び建物付属物の引渡しを受けることとなりました。また、建物敷地の買収につきましては、平米当り５４，４５０円で当町を除く生駒郡３町と協議を進めているところであり、協議が整い次第、契約してまいりたいと考えております。

最後に、今回再度提出しております参考資料－２の「県下の文化財センター等施設比較資料」についてご説明申し上げます。まず、前回提出いたしました資料に追加、変更を加えている項目がございます。前回の資料では、大まかに調査項目を設定しておりましたが、今回、更にご理解を深めていただくために、設備等の項目を追加させていた

だくとともに、各施設のパンフレットのコピーも添付させていただいております。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

嶋田委員 文化財活用センターの事なんですけれども、7月1日付けで引渡しを受けられるという事なんですけれども、あの物件は登記の方はどうなっているのかお聞きします。

生涯学習課長 以前、この件につきまして担当者に聞きましたところ、国の施設であるので、登記等の行為は、その建物についてはされてないというような返事を確かもらった記憶がございます。

嶋田委員 そういう事であれば、引渡しを受けた後、町の施設に、町の所有物になった時点で登記はなされるわけなんですか。

総務部長 前にもこうした関係で、他の議員さんから質問受けたことがあると記憶いたしております。その中で本町の建物については、特に建物の表示登記はしてないという事の中で、その点もあわせた中で全体でどうしていくかという事を決めていきたいと、ただ、払い下げを受ける機に、そういった事も必要という事になろうかと思っておりますけれども、全体的な関係も調整もしていかなきゃならんという事で、そういった方向で進めたいと考えております。

嶋田委員 そしたら、町の施設はほとんど未登記という形ですか、建物に関してですよ。

総務部長 建屋に関しては登記は特にいたしておりません。

嶋田委員 そしたら、係争になった場合にはどういう事になるんですか。

総務部長　　そういった事の観点からどうすべきかという事の課題もあろうと思っております。そういった事で検討していかなきゃならんという風に答えさせていただいたわけでございます。

嶋田委員　　私も今、町の公共施設が未登記というのは初めて聞いて、どうなんねんやろという思いしておりますんで、またこれから、私自身も勉強させていただきます。

委員長　　他にございませんか。

(な し)

委員長　　県下の文化財センターと町の文化財活用との比較表も新たに整理して出させていただいております。県下のセンターの視察についてですけども、日を改めまして後日、実施したいと思っております。詳細につきましては、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

(異議なし)

委員長　　異議なしと認めます。

正副委員長と担当課で場所、日程等について調整の上、後刻ご案内をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長　　これをもって質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け了承したということで終わります。
次に、各課報告事項について、(1) 第3次斑鳩町総合計画・後期実施計画について、(2) 第2次斑鳩町男女共同参画推進計画について、(3) 第3次斑鳩町行政改革実施計画(前期計画)の見直しについてですが、先の委員会において、次回も議論を重ねていくというご

意見をお聞きしておりましたので、理事者からの報告は終わっておりますが、質疑ご意見等がありましたら、順にお受けしてまいりたいと思います。

まず、(1) 第3次斑鳩町総合計画・後期実施計画について、質疑ご意見等がありましたら、お受けしたいと思います。

木澤委員 前回の委員会以降、計画の方を見せていただく中で、総務委員会に所管するところですね、実施の計画の数値目標を少し見る中で分からないところについて、お聞きをしていきたいという風に思います。

まず計画の6ページなんですけれども、成人式の開催というのですね、16年度実績値が81パーセントになっているんですけれども、後期計画目標値では80パーセントという風に下がっているんですけれども、これはこういった理由からなんですか。

生涯学習課長 平成16年度の実績値としては81パーセントあったという事がございます。本来ならば参加率を上げていくべきところではございますが、概ねだいたい8割程度で平均的に推移している現状がございます。そういったところで、目標値としては80パーセントとするのが妥当ではないかという事で、このような数値を設定したものでございます。

木澤委員 あまり、理解できるような説明をいただけなかったなという風に思うんですけれども、そうですね、やはりいろんな所に出て行かれる方もいらっしゃるし、全員参加は難しいと思うんですけれども、やはり取り組みとしては徐々に参加を増やせていけるような姿勢でもって取り組んでいただきたいなという風に申し上げておきたいと思えます。こういった形で、私が見せていただく中で、目標数値が下がっている部分について、色々今後これからちょっと聞かせていただきたいなという風に思っているんですけれども、7ページですね、これにつきましては、これは数値は別に下がってなくて今後も増やしていくという取り組みなんですけれども、コミュニティバスというのは、いま

町で一台持って頂いて、フルに活用していただいているという風には、私も認識はしているんですけども、町民の皆さんからやはり声を聞くと、コミュニティバスを求める声は高いのではないかなと、そしてコースについても今一台ですので、これ以上増やす事も難しいかなと思いますけれども、今後の対応について、町民の皆さんからこういった要望があるのかというのを、どう把握をされているのか。そして乗車率、今ぱっと聞いて分からないかも知れませんが、乗車率というのがどうなっているのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

総務課参
事

コミュニティバスにつきましては、今のところ平成12年から運行いたしまして1台で運行しているところでございます。これにつきましても、今後につきましても、一台で運行して参りたい。運行の変更でございますが、これにつきましては、今まで周知しておりますので、この停留所で実施して参りたいと。17年度につきましては、だいたい3万9,000人程度利用されている状況でございます。以上です。

木澤委員

乗車率としてどうなってるかというところまでは、今ぱっと聞いてお答えはいただけないのかなという風に思いますので、また後ほど分かりましたら。

町長

乗車率がどうかというよりも、だいたい29人乗りですから、限度があるわけです。満杯も29人、せやから20人乗られたらあれですから、だいたい3万9,000人という延べ人数から考えますと、非常に効率は高いという事でございます。よくおっしゃるのは、乗車率がどうかという事をおっしゃるけども、私はやっぱりああいうコミュニティバスが走る中で、私もよく言うんですけども、乗ってですね、皆さん方が乗ってやっぱりそういう事も皆さん方の意見を聞くという事も大事な事でないかなと。ただ何人乗ってるというのじゃなしに、どういう環境でどういう人が乗ってはるのか、やっぱりそういう事も

把握する事も大事であるという事も分析をしていかなきゃいけません
と思いますし、やっぱり拠点拠点がどうなっているのか、やっぱりそ
の辺の事も考えていかないといけませんし、将来的に、今は無料です
けどもいつまでも無料という事にはならない、100円くらいはやっ
ぱりいただくという事も京都とかいろんな所ではぐるっとまわって
100円とかいろんな事もございます。これも一つやっぱり近隣の事
も見ていって、現状は今無料でやっていますけれども、もう12年から
続いていますから、やっぱりだいたいバスも、今度新しく購入するとな
ったら、年間やっぱり1,000万のやつが1,100万くらいにな
ってくるとかなりますから、いま現状は900万近くで一応されてま
すけど、そういう事も十分検討していかなければならないと思います
し、今後やっぱり色々と参考、そういうご意見を聞いて進めてまいり
たいと思います。

木澤委員 私も乗車率を聞きましたのは、いくらやからいいとか悪いとか、そ
ういう判断をするためじゃなしに、参考に今どういう状況かなという
ので把握をさせていただきたいという事でお聞かせいただきましたの
で、29人が定員やという事で、また後で計算はしたいという風に思
います。

そしたら続きまして、47ページですね、これも見てて数字が減っ
ているのでちょっと気になったんですけども、中学校図書の整備です
ね、これも平成16年度、今実際にある冊数よりも後期計画の目標値
では、冊数が減っているのどのような事なのかなと思って、少しご説
明いただきたいと思います。

教委総務 学校図書の分でございますけれども、中学校で申しますと、平成1
課長 6年度の実績数値が目標値と上がっているわけですがけれども、中学校
について、廃棄分についての本がないという事で、蔵書冊数についま
しては、中学校の方が国の基準冊数よりも上回っている状況という事
になっております。

平成18年度につきましては、17年度の図書費に加えまして1.5倍の予算をつけさせていただいております。増冊図書という事でも力を入れていただいているわけでございます。

木澤委員　　ちょっと僕よく分からなかったんですけども、廃棄の分がいま課長ないとおっしゃいましたよね。予算も増やしてもらってるのに、なんで冊数が減るんですか。

教育長　　中学校の方は十分、図書の整理、既存冊数の整理という事をやっています。今日まで非常に古い本もあるのは確かでございます。そうしたもののについて、統計的なものについて古いのは整理するよという事は申し上げてますが、本年度からその整理にかかっていくという風になっております。小学校についてはある程度の古い本については廃棄処分をして進めておりますので、目標数値には達していないという実情であります。今回、今課長が申しあげましたように、今年度から交付税参入の1.5倍の予算を計上をしていただきました。そして学校図書の充実を図っていきたい、こういう風に考えております。

委員長　　他、ご意見ありましたら。嶋田委員。

嶋田委員　　大まかな事なんですけれども、成人式でですね、自ら生き抜こうとする青少年を祝って、これは町としてはどういう青年像を思い浮かべてはるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

87でもあり、6ページにもありますけれども。

教育長　　青少年の育成という事でございますが、今、とにかく子どもたちの、あるいは少年の状況を見ますと非常に混乱したといえますか、状況がございまして。子どもが事件を起こしたりまたその被害に遭ったりというような、社会の中で日常茶飯事のように起こってきているわけでございまして。そうしたもので斑鳩町としてもやっぱり心の教育をやっぱ

り大切にする必要があるだろうという事で、小中連携の中でも、地域の人たちと交流をしながら、心の教育、聖徳太子の和の教育、和の精神を十分活かした教育をしていきたいという事で、特に道德教育を中心に力を入れていきたいというように考えているところでございます。本年度と来年度におきまして、文部科学省の研究指定を受けまして、地域と一体となった道德教育の取り組みというものも進めているところでございます。そうしたことを取り組みながら、やっぱり青少年が健全に育ってくれるようにという願いがあるわけでございます。そうした青年の中でも、斑鳩町に在町する青年の中でもやっぱりいろんな形で健全に育ってきてくれて、また地域の青少年の指導者となってきてくれている青年もようけおるわけでございます。そうした方たちに見習うような、あるいはそうした方たちの後を追っていきけるような、やっぱり斑鳩町に素晴らしい、ふさわしい、斑鳩町でやっぱり育ってきてよかったなというような青年が育ってくれたらというように思っています。要はやはり、心の教育というものが非常に大事ではないかという事で今、町の方では道德というものを小中学校にも十分活かしていただいて、健全な育成をしていきたいという風に考えているところでございます。

嶋田委員 成人式の開催でね、自ら生き抜こうとする青少年を祝いと、自ら生き抜こうとする青少年というのが言葉として出てきてるわけなんですけれども、こういう言葉が出てくる事については、町の方はどういう青少年像を思い浮かべたはんのか、という事をお聞きしてるわけなんですけれども。

教育長 申し訳ございません。今、何と言いますか、人に頼るといいうんですか、そういう子どもたちが非常に多いわけでございます。社会の中で自立していくという事は、やっぱり大事でございますし、今ニートとかフリーターとかいろんな言葉がありますけれども、やっぱり青年が自分の目標に向かって、そして進んでいけるような青年、そういうも

のを目指しているわけでございます。成人式で意見発表をしていただいていますけれども、それぞれやっぱり自分の目標をしっかり持って、その目標に向かって進んでいくという青年が非常に多く見受けるわけでございますけれども、そうした子どもたち、青年が斑鳩町に多く育ってくれる事を願っているわけでございます。今後もそうした方向に向けて青少年教育、青少年の健全育成にいろんな関係の皆さん方のご協力を得て取り組んでいきたいと考えております。

嶋田委員　それと自ら生き抜こうとする青少年という言葉がちょっとうまくリンクせーへんのですけれども、新成人の発表なんか聞いてますと、頼もしいなと、割と考えてるんやなという気は私自身もいたしております。この文言がちょっとひっかかったんと、それとですね、今年も最初にちょっと何かあったように思いますねけど、斑鳩の里ふるさと秋祭りの開催と、これは結局18年から22年度の分のところに入ってるんですけれども、これはもうこれからも開催される予定という事なんですか。

助　役　今年、18年度につきましては事情もございまして、実施するという事で実行委員会で今、計画をつくっていただいております。その時にも申し上げておりましたように、やはりこれからは、いわゆる秋祭りという名称をつけておりますが、春祭りとか夏祭りとか、そういう風なものに替えていかなければならないと、町が一つになった形ですね、やはりイベントをやるという事が一番ベターではないかと、このように思っています。こういう事につきましては、今年18年度は実施するという事の判断をとったわけでございますけれども、今後については、やはり議員とよく相談いたしまして、どうやっていくか、町のイベントについてはやり方を色々考えていかなければ、という事を考えているという事です。

嶋田委員　それやったら理解できるんですけれど、秋祭りとわざわざ銘打って

ますので、そこら辺がどうなんかな。

それとですね、同じくこの87、88ページあたりでパートナーシップの構築というのと、自主的なまちづくり活動の支援と、ここら辺は割とリンクする部分が多いんじゃないかなという気はいたしております。そこら辺の整備というんですか、整理はなされた方が私はいいいんではないかなと思うんですけれども、そこら辺どうですねやろ。

企画財政課長 この総合計画後期実施計画のまとめ方なんですけど、一応この元の総合計画基本構想、これの施策体系ごとにまとめておまして、おっしゃる87ページの住民活動との協働・支援の基本方針の策定という事で、これにつきましても、今回、新規で上げさせていただいてますけれども、これと同じところ、同じ部分がコミュニティの方にも載ってる、再掲という事で、このようにまとめさせていただいております。関係あるところには同じ項目にはいくつかまとめさせていただいておりますので、よろしくご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

嶋田委員 そうですね、見てみますと割と重複してる部分、パートナーシップの構築、自主的なまちづくり、その項目だけやなしに、他の部分でもだいぶ重複してる部分があったように思います。こういう風にまとめられるのはいいんやけれども、理解していくとなると、これさっき出てた、どう違うんかなとか、そういう考え持ってましたんで、なるべくなら簡素にやっていただいた方がいいんじゃないかなという気はいたしましたので、それだけ申し上げておきます。以上です。

委員長 松田委員。

松田委員 こういうような審議の仕方がいいのかどうか分かんのですけれども、少なくとも後期の実施計画、総合計画やなしに実施計画ですから、そうすると前期の実施計画についての総括とも言える内容のものが、

この行政改革実施計画の、3月に訂正という事を出てる分だという風に思うんです。それに基づいていわゆる後期の関係をどう整理をするのか、という関係になるんだろうと思うんです。だからこの関係について、意見を言う事について省略したいという風に思うんです。ただですね、前期の関係で、この改訂版、修正版の関係を見ますと重点項目が8項目、緊急課題21項目、推進項目127項目、これがですね後期の関係について、どう見直され、どう改良されていこうとしてるのかという事が列記されなければならないという風に思うんですけれども、意外とその面が明らかにはなっていないのではないかという風に思う。ただ、後期の関係では、前期の関係の実績から見て、色々今質問もあるんですけど、目標の設定という事を言っている。確かに数値目標の設定という関係を行うために前期の関係の総括をしたんだという風に言っているんですね。ところがその関係というのはただ目標を掲げてただであって、中身的にあまり変わりが無い、どこを直したのか分からない、という関係に私はなってるように思います。特に実施計画の性格から見て、行政課題に応じて、適宜、追加・修正されるべきである、確かにそうだと思うんです。ところがそうになっていないんじゃないか、後期の関係は、という風に思う。ただ目標設定だけを書いてるだけ、前期の関係については実績だけを書いてるという関係、これも大変な仕事だとは思いますが、それから先に進んだ関係というものが一つも出ていない、という事から見て、一体これは目的を何にしてるんだろうと。だから先ほど言われてるように、バスの乗降がどうだとかこうだとかいう、あるいは成人式どうだとか言う、一つの部分的な面をとらまえて言ってる事に終わってしまう。そういう審議をしていて、ほんとにですね、後期計画が達成できていくかどうか、後期も18年度入っていくわけですから、出来上がってしまう時分について、きれいに冊子またしてくれるんでしょうけども、その時分になってくるともう19年度になる、という風な関係で、一体この関係はどうなってるのかな、ほんとに行政というものが前期計画を、5年間を反省しながらですね、あるいは総括をしながら後期に

どう役立てていくか、という事に十分なりきっているのか、という事で見ますと、あまりそうではないように思うんです。特に私どもが今日まで五期の町長を指示をしてきてる立場からすると、やっぱり基本的な性格というものについてはっきりして、これを曲げてはならないという事でいろいろ持続してほしい、という事を求めてきたわけですね。概ねそういうことになってきてるという風に私は思うんです。そういう面については、評価をしながら、更にそれを充実していく。あるいは日常負担に欠く事の出来ないものについては、それを持続していく、更に改良してより一層、住民社会も変わってくるわけですから、年代構成も変わってくるわけですから、社会の。そういうものに適用した状態としてどこに重点を置くかという事に改めていかれるべきが、性格なのではないか。その為前期・中期という5年を一つの単位で区切ってるのではないのかなというように思うんですよね。そういう意味から言って、更に年度始めに町長が施政方針をお述べになります。それもほとんど総合計画に基づいての関係でお述べになってるわけですね、そういう関係というものは公務の関係にどう表れてきているのか、という事になってくるといささか不十分さがあるのではないかなという風に私は思うんです。実際、具体的な関係について申し上げるという事ではなくて、ここに少なくとも記載をし、こうありたいと願っている事についてはほんとに、ただ願望を書くということではなくて、実際に、実施計画ですから、具体的に実施をしていくという意欲の表れであるという風に受け止めて進めていくべきではないのかな、という風に私は思うんです。ところが、計画というのは単に計画であって実施ですけど計画内の実施であるという風な関係ものになっている。そういうものについて、強く反省をすると同時にこれだけのものを整理をしていこうとする意欲をですね、実施方面にもせめて意欲をもってやってほしいという事の助言だけ申し上げておきたいと思うんです。

企画財政
課長

総合計画の中で重点をどこに置くかでございます。これにつきましては、この総合計画の基本構想を平成13年に決めまして、それから

前期5年、平成13年から平成17年までの5年間を前期、それから平成18年から平成22年までの5年間を後期という事で提言いたしております。前期実施計画と後期実施計画の整合性についてでございますけれども、これにつきましては平成13年以降毎年庁舎内、役場内で実施計画に基づいての進捗状況、ヒアリングをし、またそのヒアリングの中で進捗管理をしてきた中で継続するものについては、後期継続実施計画に引継いでおります。またその間、前期の5年間で事業が完了したものの、39事業ございますけれども、これにつきましては後期の実施計画にはもう反映させていない、削除をしていくというようにしています。また前期の5年間で新たに新事業として25事業を追加もいたしております。そのように前期と後期の実施計画については精密を図ってきておりまして、またその年度間のヒアリングの際には目標額、目標値も改定を行ってきているというところでございます。この目標値の設定についてでございますけれども、これについては事業評価の観点から目標値を設定しており、目標値に向かって職員一同が、一つひとつの事業を進めていくと、このような事で目標値の設定をいたしております。また今後も目標値の設定、後期の実施計画には更に増やしまして進捗管理をより細かく行っていきたいという風に考えて設定をしたところであります。

重点をどこに置くかという事でございますけれども、これにつきましては、やはり総合計画の中で定めております基本方針、これは重点でございますので、こういった事で新しい施策も含めまして今何をするかという事につきまして、毎年の進捗管理の中で新たに実施計画の中に追加してやっていきたい、このように考えているところでございますのでご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

松田委員

この関係は、これで終わっておこうと思ったんですけども、いま色々課長が言ってる事と合わせていって、やっぱそれならここで申し上げる方がいいのかなという感じもしてるんですけども、前期の総括のう

えに立って後期の関係について充実、強化をしてきてるんだという風に言われています。そうかも知れませんが、しかしそれは、自己満足であってはならないと思うんです。相手を説得させるものでなければならぬし、理解させるものでなくてはならないという風に思う。そういう意味からですね、特に私は単独町制を施行しようとし、なお且つ健全財政化という事を強く謳ってる斑鳩町として、後期計画の中ではですね、財政健全化への方策というものが打ち出されていくべき性格のものだという風に、実は期待をしていた。ところがどの部分を見たら財政健全化への道筋としてですね、特に重点を置こうとしてるのかなという事については極めて曖昧であるという風に私は思うんです。特にこれは一つの例ですが、この事で言いますとまたああでもない、こうでもないというご答弁返ってくるのかという風に思うんですけれども、実は、今回の議会で、一般質問させていただきました。その内容について問うていきたいという風に思うんです。我々財政健全化の関係について強く訴えていますし、更に町長の施政方針につきましても、財政健全化、唯一の課題であるという立場からの説明であるという風に思うんです。ですから、そういう立場に我々も立って、できるだけあれもせい、これもせい、という事ではなくてむしろ重点的にこの事については、考えられるのではないかという立場で色々申し上げてきているつもりなんですけれども、実はそういう立場から中・長期的な展望に立ってという事を常に言います。総合計画の中では前期と後期という事で5年単位にわけている事は事実ですね。ところが行政が言う中・長期的な展望に立って、という中・長期的とはどういう年次を指すのかという事について、まずお聞きをしておきたいという風に思うんです。いわゆる中長期的とはどの期間を中期という、どの期間を長期というのかという事についての認識ですね。これをいっぺん聞かせてください。

企画財政
課長

長期と言いますのは10年、平成27年度まで、今からですけれども。中期と言いますのは5年をだいたいめどといたしているところでござ

います。

松田委員

そういう言い方をこの間も私的に聞きした時にもご答弁がありました。私はそうならですね、最近の資料として中・長期展望をしたものとして我々に示されているものとしては、18年度の予算編成をするについての、今後の財政見通しという関係が示されているわけですね、いわゆる中・長期財政指標の推移、18年2月作成、これが理事者側が出してくれてる内容ですね。この中にはそれぞれの長期的な事業計画の関係についても記載はしています。しかし、これは総額を記載してはいる、年次の関係も書いてるものもあるんですけども、これが中・長期という風になっています。ところが財政健全化に向けての検討住民会議の資料につけてある分を見ますとですね、中期財政見通しという事で27年度までにしています、これは中期になっている。町の関係につきますと27年度までの分が長期と言っている、という関係の一つの物の見方ですね、必ずしも一致してない。場合によって時によって、ところによって出してくる資料の内容もまた異なっている、という関係から見てですね、一体我々は中・長期という関係と財政の見通しについて、どういう風に検討したらいいのか、という事について、実は明らかに基準めいたものがないという状況の中で、関連的に中・長期的と言っているのではないかなという感じが実はするんです。そういう意味で18年度と27年度までの投資的事業費に、第三次総合計画の関係で見ますと、概算が149億7,900万やと、そしてこの借入が78億9,800万円になるという風に、これは総務部長が私の一般質問に対してお答えになっている数字なんです。しかもこの関係についての149億7,900万円という事業関係についてはですね、これは住民検討会議も総額はそのように言ってるんです、だからそれについては合うんです。ところが、住民検討会議が我々に示す答申と今後の投資事業の関係についてはですね、学校耐震関係について、例えば言うと45億1,500万、こういう風に言ってるんです。ところが、私への総務部長の答弁では約、耐震関係に

については、10億位は減らせるやろうと、こういう風に答弁をしてるんです。そうすると、この関係については、149億から10億を減らしていくべきなのかどうなのかははっきりしないわけなんですね。額で明確に答えているのはこの分だけなんです。あとみなパーセンテージで、そのパーセンテージさえも明確にしていないものが非常に多いんです。ところが、木田議員の質問に対しては、木田議員はですね、いわゆる学校耐震関係の中・長期的展望の関係については、35億1,500万、こう言ってるんですね。その内訳はどうかという事で色々質問をして、その内訳について教育長がお答えになっている。そして総トータルをしてしめていくと35億1,500万になる、という事でありまして、予算議会の際に資料を添付してくれた資料の内容、行政側が言ってる内容とですね、違うわけですね。もう既にここで10億減らしてるという事になってきてるわけなんです。そうすると住民検討会議は皆さんが言ってる149億の関係で言ってる。そしてそこで10億は減らせるだろうと言ってる。そして減らした額でもって教育長は説明をしているという事になってきて、この10億は一体どうなっているのか、この10億の定め方自身によってごろごろごろ担当者によっては変わってくる。そしてこれが30パーセント減にしないという事について、30パーセントが可能かどうかという事についてはお答えがない。しかし、もう既に10億ここで、説明の段階で減らしてしまってるという事は、ここで明らかになってきてるわけですね。しかもそういう関係については、学校耐震関係についても、いわゆる住民検討会議が資料として出してる額と、教育長が本会議で答弁する面では違ってくるし、木田議員が聞いている35億はどっから出てきたのかなという事についても明らかでないわけですね。そうすると資料が色々交錯してきてる、その資料をご都合のいいように運用しているという事になって、聞かされている我々としてはどの資料を信用していいのかと、どの資料に基づいて言ってるのかという事について、全然分からないという事になるわけですね。だから、10億という関係については、30パーセント減らさないという関係で、仕

事せんといっておいたらなんぼでも減るわけですし、これ費用使う事いらん訳ですけども、行政の長としてそうもいくまいと思うんです。やっぱり公約したものについては是非実現していかなきゃならんし、色々批判があったとしてみても、法隆寺周辺整備などについては、やるものはやっていかざるを得んという関係であろうと思うんです。経費をできるだけ節減をして、合理的なものにきなさいという総合福祉会館のような関係については、この事について大筋異論があるわけではない。どう経営できるかどうかという事については、その実施結果を見た限りで判断されるべき性格のものであるということでありますから、これは異論をはさむ余地はないだろうという風に思うんです。そういう面についてみるとですね、一体この本当に今、斑鳩町が行政の面と財政の面と両睨みをしながら、これを優先すべきだ、この事についてはちょっと後回しになるけど辛抱してもらいたいという関係についての青写真をですね、住民に示すことが今一番求められているのではないかなという風に思うんです。だからそういう意味でいきますとですね、本当に財政の健全化という事を言ってるけれども、27年、28年の関係については、7町の財政シミュレーションの関係においても、まあまあいけるやろうと、よそほど深刻ではないと、しかし長期には安心でけへんど、という事の言い方をしてるわけですね。そしてこの間助役が言ってるように、いわゆる名前が斑鳩という事でないといけないのだと、そして財政の関係でよそのものまで負担せんないかんのかという事が大きな事由であったと、確かにそうであったかとは思いますが、この分析の仕方について必ずしも私は、答えようとしている財政の中・長期的展望の上に立って提示の仕方ではないという風に私は思うんです。だからこの事でもってですね、我々に知りなさい、そして値上げやむを得ない云々だという事は強調しようとしてみても、問題があるんじゃないか、こういうように思うんです。従って私は少なくともこれから財政を健全化を図ろうという関係において、一つの重点としては人的の抑制とそれからいわゆる公債費の削減に努めていくんだと言われてますから、その事については確かに実

があるんだろうとは思いますが、口先だけで言う事であって、具体的数字が全然示してこないという関係が今出てると思うんです。だからそういう意味ではほんとにこれが実効性があるかどうか、せっかく議員が聞いてみても、この関係について本当に実効性があるかどうかという事について、まゆつば物になっているというように私は思うんです。だから希望を書いているなら希望を書いている、あるいは願望を書いているなら願望という関係でいいんですけど、とにかく示してくる資料について、いっぺん具体的なものを出してほしい。ところが、ここで18年度予算編成について参考資料としてつけてくれる内容見ましてもですね、この関係について年次の関係書いている分もありますし書いてない分もあるんですけど、これが具体的にこの中から、これを我々は基本にしながらですね、どの程度今後検討する事によってでかくしていくのか、という事について判断せざるを得ないという風に思う。ところがこれにつきましても、耐震関係については20年までしか書いていません。ところが説明では27年までの関係を言っている、そして額は違うという関係になってきたら一体どこを見て、我々中・長期的展望をにらみながら議会として判断をしていったらいいのかという事については、全く関連がないという立場で、いろんな資料を調べてみるんですけど、全然そこらの事について抽象的にしか書いてない。という事についてほんとに議会と行政が一体になって財政健全化への方策というものについて、具体的に対応しようとしているのかどうか、という事について疑われても仕方がないという事になっていやしないのか。あるいはそこのところが不十分さがありはしないのか、という事についてやっぱり十分に反省する必要があるんじゃないのかなと、そういう立場に立って初めて後期の関係について大幅に私は変わってこないと思う。大幅に変わってこないとですね、理屈だけの面で述べていただければもうどうにもしようがないという風に思うんです。だから断っているのか、あるいは実施をしようとしているのか、さっぱり分からんという、住民検討会議に対する、いわゆる行政側の態度、これも分かりません。また議会が言ってる関

係についての面で審議をしてきているんですけども、何かその場を糊塗するかのような資料だけを出しながら言ってるんかなど。色々調べてみると相互矛盾をきたす内容のものが非常に多くある。これは後刻あとの時に課題で申しますけれども、そういう関係というものが非常に出てるのではないかというようなことで、もう少し僕はこういう計画について、行政側としても真剣に実施をする、わしがこれをやっていくという立場に立っての関係に本当になっているんかということですね、そうでもない。ただ単にその場その場の関係でああでもない、こうでもないという方便だけを使ってるという風に思われて仕方がない分野が非常に多いのではないか、というように思うんです。この辺について本当に財政健全化に向けて血の滲むような思いをしながら削るべきものは削る、実施すべきものは実施をしていくというような真剣な思いというのは、これはどっから出てくるんでしょうか。僕はそういうものは出てこないと思うんです。だからそういう意味においては、全く内容的には形式的にただ単に整理をするという関係で整理をしていく、勤務的には堪能だという風に思いますよ、斑鳩町職員。ところがこういう内容を見てる限りにおいては、全く形式的に事務処理をしているのみだと。いわゆる事務能力はあるけれども企画性がないという風に、言い過ぎるかも知れませんがそういう風に思われて仕方がない。そういう事について町民に訴えることはできるのかどうか、という事についていささか私は今、不十分なあるいは不満足な感じをしてるのではないか、という風に思われて仕方がないんですけども、この点についてのコメントがあれば一つ書き足してもらいたい。言い過ぎであれば言い過ぎだという事を言っていただいて結構だという風に思うんです。

総務部長 ただ今おっしゃっていただいている件につきましては、私も一般質問でいろいろお答えしていく中で、平成27年度までに、平成18年度から27年までは30億ほどの財源不足が生じると、また公債費償還のピークを迎える中で、平成25年度以降、財政指数は大きく悪化

するというような状況等について、ご説明申し上げてきたところでございます。財政健全化住民会議の中で色々のご検討を頂いた中で、今後、財政健全化計画を策定していくわけでございますけれども、そうした中で今おっしゃっていただいた関係については、十分網羅させていただいて整理させて頂いて、やはり分かりやすい財政計画を立てなければならぬという事は、改めて感じておるところでございます。いずれにいたしましても、住民の方々が理解してもらいやすい、大きい金額につきましてもやはり我々内部的な資料としてはそういったもので分かるかもわかりませんが、やはり住民の方も見ていただくわけでございますので、そうなればはっきりと何を言っているのか、何を方向に向いているのかというような事も、やはり分かりにくいような内容も多々出てくると思います。そういった事の反省に立ちながら、やはり今後進めて参りたい、十分検討して参りたいということで考えております。

松田委員 例えね、中・長期事業計画の関係について、合算、合計すれば149億だという事言ってるんですけど、10億円を減じたものが長期的展望計画だという風に当面考えているのかどうかという事なんですよね、そうでなければおかしいんですよ、木田議員に対する教育長の説明が。だから少なくとも35億1,500万円という事になれば、少なくとも総額はここで10億減じられたものとして、139億7,900万だという事になるわけなんです。そういう関係からして、一つの審議の過程を経て、ころっと変わってしまう。そういう事は我々自身には全然示されて、資料には全然ないと。しかも必要な18年度予算を編成するについて、その審議をする時の資料にさえも、そういう事が明確にない。その、ないものがほんとに堂々と説明をされている、という関係については、色々資料の入手の関係については、色々努力をされている関係について私も否定はしませんけれども、少なくともそこまでの具体的な関係について出てくるとすれば、どちらの数字がほんとなんじゃと、行政として10億と言ったら大きいですよ。

それが、一日次第でころっと違うんだというような関係というものが本当にあっていいんやろかと。また人によって10億の違いというものが出てくんねやという関係というものが許されるんやろか。少なくとも私はこういう関係から見て、こういう資料について、添付をしてくれる関係は非常に有り難いし、いいんですけれども、少なくともですね、中・長期財政資料の関係で町が出してるものと、あるいはそれを基にしながら議論をしているんならしているでいいんですけれども、違いなら違いでいいんですけれども、その関係については同じ視点に立って、同じような展望の上に立っていわゆる住民検討会議が主張として提示をする、それならこれだけという関係、いわゆる30パーセントというのは、町が言うてる額で30パーセントなのか、あるいは住民検討会議が言うてる関係の30パーセントなのか。あるいはそれに係る関係っていうのはどっちなんかというと行政がとり方違うというような関係では、信用できないでしょ。はじめそういう事にさば読んでんねやとか、あるいはそうなる事を見込んでこういう絵を書いてるんやとかいう、いわゆる県会の議員の定数やないですけどね、そういう風に新聞で言われるような事のような考え方を、歪んだ見方をしなきゃならんほど我々がこの数値というものに惑わされるんやという事であってはいかんと思うんですね。僕はこの辺が一番信頼の基になる問題ではないのかなというように思うんですけどね。この辺どうなんでしょうか。なぜこういう関係が出てくるのか。だからそういう意味からいきますと、今後の関係なんですけれども、私は提示をする内容については、中期でも長期でもいいですけども、27年度まで出すというなら同じ内容のものを出す、それは額が同じという事ではないんですよ、同じやっぱり、区分けの関係したものについて、常に比較ができるように、どう改善されてきたのか、どう変わってきたのかどう交付金が増えてきたのかという関係が分かる状態のものの方がいいと思うんですよ。ところが対比をしていくにも対比のしようがないんですよ。検討会議の関係の資料のそこは、というような関係は非常に分かりづらいという風に思いますので、こういう関係については、

何年の何月についてはこういう関係の資料でした。それに基づいて次の関係は結果こう出てきました、という事が説明できるような内容というものが我々にも示されたらいいのではないか。また住民にもそういう関係について、我々が説明する事が可能である。ところが数字が違ふということになってくると非常にそれはなぜなのかという事になってきますから、そういう点が非常に大変大事ではないのかなという風に思うんです。

それと合わせてですね、この間の木田議員の質問があったという事のお答えになっているような内容のものが具体的に明示できる状態であるとするならば、少なくとも所管の委員会でもあるわけです、学校関係については。委員会などについても公式であろうが非公式であるんかわかりませんが、こういう内容になってると、あるいはこういう関係について、発表せざるを得ないというような関係が、私は示されていていいのではないかと思う。ところがそういう事が示されてこない。ややもすると所管の委員会が一番後回しになって、対応示されている動きが非常に多いように思われますので、こういう面について、十分な反省をしながら、今後の行政執行にあたってほしい、という事を特に私は申し上げておきたいという風に思うんです。

教育長

松田委員の方から耐震のことで大変ご迷惑をかけているという事でございます。これにつきましては、私の方として予算編成の時の資料として持っておりましたのは事実でございます。そうしたものが、住民会議の中で総額45億余りという金額出てきた。そうした中で削減あるいは中止というような意見も出たわけですが、教育委員会としてやはり子どもの安全・安心を守るという事からやはりやめる事はできないという事で、再度精査させていただいて、そして先日総務部長が答弁させていただきましたように、設備、意匠、そういうものについては極力やめて、基本になるとこだけを、こういう事で10億の削減をさせていただいております。そうした数字については総務委員会にもまだ提出させていただいておりませんので、大変ご迷惑を

かけたという風に思います。もし許されるならば、今この後、計画をさせていただいております資料、提出させていただきます。なお、この資料につきましては、あくまでも学校全体を耐震構造にしていった場合に35億1,000万余りの費用がかかるという事でございます。ただ、年次的にはなかなか計画いたしておりますとお進まないのが事実でございますので、その点についてはやはり財政と十分協議しながら、重要施設の期待に合わせまして対応していかなければならないのかなという風に思っています。現在は26年までで一応終わりたいという計画をさせていただいておりますけれども、年によっては11億余り必要な年度もでございます。そうしたものについて財政的に対応できるのかどうかという事もございます。そうしたものについて、その都度その時の財政状況とも踏まえながら、複数年にわかれていくという事もあるだろうというように思っております。そういった意味では、26年には必ず到達できるかという事については、非常に確定のしにくいものがございますけれども、一応教育委員会として計画させていただいてるものについて、後ほど提出させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 ここで11時まで休憩いたします。

（ 午前10時46分 休憩 ）

（ 午前11時00分 再開 ）

委員長 再開いたします。

休憩中に資料配布していただきました。これにつきまして、簡単な説明で結構ですので、概略だけでも説明をお願いいたします。

教委総務 財政健全化検討住民会議の中で、大型建設事業の見直しにつきまして、健全化のテーマとして取り上げられました一つといたしまして、学校校舎耐震補強等事業計画の見直しができないかと、ご提案をいた

だいたところでございます。それにつきまして、教育委員会としても整理させていただきましてものが本日、お手元に配布させていただきました、平成9年から平成26年までの、改築、大規模改造、耐震補強事業の中長期的必要整備量という事での事業実施計画一覧表の資料でございます。2枚目が当初の計画いたしておりました45億1,500万円の資料でございます。それに伴いまして1枚目の資料が10億円削減できないかという事での資料の検討いたしました結果で、35億1,500万円という形での積算という形でご提示をさせていただいているわけでございます。この中で、18年度から26年度までの間での整備していく中で、35億1,500万という形で積算させていただきました内訳でございますけれども、まず18年度におきましては、斑鳩小学校の北館の耐震補強工事の1,500万、それから斑鳩中学校の本館、2次診断等で800万、それから斑鳩中学校北館西側の2次診断で250万、それから斑鳩中学校北館東側の2次診断で220万、斑鳩小学校の中館で実施設計で230万、トータルで3億という計上をさせていただいております。そういった形での流れにおきまして、21年度でございますけれどもトータル6億9,230万計上させていただいてるわけでございます。当然、この年度内で6億9,000との財源の捻出等も難しいのではないかとございまして、23年度におきましても11億2,220万との予算計上、積算させていただいているケース、これにつきましても、当然この年度内での執行というのは当然難しいのではないかと、そういう形につきましては順次年度を繰り下げ、送っていかなければならないという状況にもなるかという事でございます。

これにつきましては、当然、学校校舎耐震補強等事業につきましても、お預かりいたしております児童・生徒の安全を確保するためにも、また災害時における避難所施設として機能を確保するためには、行政の責任において取り組んでいかなければならないという風に考えております。また、昨今の児童・生徒を取り巻く環境の中から犯罪被害等に関する対策も講じていかなければならないという風に考えておりま

す。まず、事業費の縮減でございますけれども、当初の学校校舎耐震補強等事業の事業費といたしましては、これまでは45億1,500万円の事業費を積算しておりました。今回、住民会議の提案を受け、見直し作業をしたのでありますが、先ほど申し上げましたように、教育委員会として当該補強工事は必要不可欠なものでございます。そういったことから、また、単独町制を歩んでいくにおいて、将来の財政収支の均衡を図ることも肝要であることでございます。そうしたことから学校校舎耐震補強等事業の見直しにあたりましては、施設の構造等の安全確保に関わりますものに最重点をおきまして、また安全確保以外の設備や意匠などを精査させていただいた中で、見直しをさせていただいたわけでございます。その結果、当初約45億1,500万円から約35億1,500万円の10億円程度の事業費の縮減は可能ではないかと判断いたしまして、その内容について、住民会議に報告させていただいたものでございます。これらの事業にかかります費用についての財源でございますけれども、現時点では国の補助制度がありまして、耐震補強につきましては2分の1の補助、大規模改修におきましては3分の1の補助を見込んでおり、また地方債の活用も考慮して考えているところでございます。今後、学校校舎耐震補強等事業につきましては、町の財政健全化計画に沿った形で進めて行く事になりますけれども、いずれにいたしましても子どもたちの安全で豊かな環境を確保するために耐震補強事業は大変重要な事業であることから、事業実施にあたりましては、担当常任委員会にもご相談申し上げながら今後とも進めていかなければならないという風に考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

委員長 ただ今の説明を含めまして、先ほどから続いております質疑等、ありましたらお受けいたします。

木澤委員 すいません、この資料を提示いただいたんで、この資料について一点だけお聞かせいただきたいんですけども、数字がですね、年度ご

との金額の上に37年とか38年とか書いてるんですけども、例えば18年度やったら斑鳩小学校北館の1,500万の上に38年って書いてるんですけど、この38年というのは何の年数ですか。

教委総務 建築年数でございます。

課長

木澤委員 建築された年の年度なのか。

教委総務 建築されてからの年数でございます。経過年数でございます。

課長

木澤委員 そしたら、さっきの総合計画の後期計画の点で、個々の部分につきまして、あと二点だけ少しお聞きしたいと思うんですけども、90ページの住民満足度調査の実施というのがあるんですけども、これは5年に一回の調査を行うという風にしてるんですけども、こういった項目で、住民さんを対象に行うという事ですけども、町政モニターの方は別にありますんで、それとは違う形でどういう形で行われるのかというのと、5年に一回という事ですので、総合計画とも関係してされるのかなという風に思うんですけど、その点についてはいかがなんでしょうか。

企画財政 この住民満足度調査につきましては、役場に来庁された方の窓口での満足度調査でありまして、職員の対応とか言葉遣い、そういった事の善し悪しを住民の方にアンケートでお答えしていただいたという事でございます。

木澤委員 そしたら、来てもらった方にアンケート用紙を書いてもらってるという事ですか。分かりました。

そしたらすいません、もう一点ですね、94ページの町税徴収率の向上というところなんですけれども、平成16年度実績値と後期計画の目標値の過年度の部分なんですけども、この32.1%と27%とい

うのは、ちょっとよく分からないんですけども、どういう数字になるんでしょうかね。

税務課長 平成16年度、過年度分が32.1という事で非常に高い数字になってます。これにつきましては、いわゆる滞納執行を進める中で大口の滞納者の滞納額の収納がございました。そういった関係で大きな数字となってございます。

木澤委員 分かりました。今後の目標値としては毎年27%を目標にしていくという事ですね。

委員長 他にございませんか。松田委員。

松田委員 表を見せてもらったんですけどね、予算の振分けをしてるという事については、だいたい分かりましたけどね、これを見るとね、耐震関係で考えているというよりも、むしろ耐用年数なり何なりして書いてるという事にウエイトが置かれてるような感じがするんですよ。新たな状況として、特に耐震関係というのは重視されなければならないという事から、見直しをしてきているという風にはちょっと感じられないんですよ、この計画では。これはもうちょっと検討する余地があるんじゃないかなと、だからそういう事でむしろこれは老朽化をしてきてると、逐次計画的に改善を図っていかないと校舎の維持は非常に難しいと、一時的に拡大していくというような事の財政の平準化の問題と絡んで計画しているような気がするんですよ。だから耐震関係という事であれば、もう少し重点的にどれからしていくんやという関係があつて然るべきだと思う、一番最後に耐震診断と書いてますけどね、古い校舎の順番にやっていくんやというんでは、ほんとの耐震関係ではないと思うんですよ。耐震関係でいう事であつて、特に学校関係で留意しなければならないという関係については、特に一部の児童生徒だけを重視するわけではないと思うんですよ。ほとんど斑鳩町の場合、

耐震関係について、災害があった時の避難場所にしてはるはずなんです。そうすると、避難場所にしてはる関係についての体育館そこらの関係というのは、必ずしも積極的に言うてるんじゃないし、だいたい耐用年数の年次に応じてやってるという事にあるように思いますんで、少なくともね、耐震関係などを重視していこうという姿勢であるならね、少なくとも住民の避難場所に指定をしている建物とか何とかというものについて、もう少し注視をして早い目に処理をしていくと、対応していくと。そして、できるだけ同じように学校環境、教室なりいらうにしても、そういう関係をもう少しメリハリをつけたものにしていかないと、本当に検討したことにならんと違うかなという感じがするんですけどね、その辺は今後の課題で結構ですからね、もうちょっと検討してもらわないと、26年度までずっと計上していったって、これは学校改築予算とかいうものについて、大体どの程度必要かな、やっぱり2、3億毎年つけならんという事になってくると、別に指摘されているように、節度のない見込みのない財源投資の関係云々という事でないと思うんです。だいたい計画的にやっていこうとしてんねな、という事になるんですけど、耐震という関係はいつ起こるか分からんわけですから、それに備えての関係になってくるともうちょっと配慮が足らんと違うかな、あるいは配慮をして検討をすべき内容のものと違うかなというように思うんですよね。そうでないと、ただ、ちょっと言われたからと言ってちょっとひねったら10億出てきたという、簡単なものでは私はないと思ってる。だからそういう面については、もう少し検討して審議して慎重な取扱いをしてくれないとですね、いかなのではないかなという事を意見として申し上げておきたいと思います。これはちょっと耐震関係の姿勢をしている関係の場所について、その関係について必要とするならば、もう少し優先的な扱い方という、配慮というものがあって然るべきでないかという事だけ申し上げておきたいと思います。以上です。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(2) 第2次斑鳩町男女共同参画推進計画について、質疑ご意見等がありましたらお受けしたいと思います。

これについて、ございませんか。

(な し)

委員長 次に、(3) 第3次斑鳩町行政改革実施計画(前期計画)の見直しについて、質疑ご意見等、お受けしたいと思います。

木澤委員 この新しく出していただいた計画の、国の方で示される集中改革プランに対応した部分で、定員適正化計画が書いていただいているんですけども、これまでの計画と若干変わっている部分、数値的に変わっている部分があるのではないかなという風に思うんですけども、その点、これまでの計画と比較してどう変わっているのかというところで、少しご説明いただきたいなと思います。

企画財政課長 これにつきましては、集中改革プランでの重要項目の見直しという事でございます。数値目標の年度ですね、平成21年度まで延長いたしております。なお、これにつきましては来年度、後期実施計画、行革、この計画の後期計画を立てますので、この際にも反映をしていくという事で、集中改革プランによります今年度に対応した部分でございます。平成21年度までをあげております。よろしく申し上げます。

木澤委員 頑張っって人件費を減らすという事で組んでいただいていますけど、17年度見ましても退職者13人で採用がゼロという事ですね。平成18年度で6人退職予定者があり、採用者が3人という風に補充をされていくという風に思うんですけども、職員の皆さんで自分らで仕事

されている部分なんで、仕事が出来ないほど人数は減らさないという風には思いますが、国の方の示すことではありますが、やはり斑鳩町の実質と合ったものにしてほしいなど。特にこれまで平成17年度でやはり一人も採用がなかったという事で、今後影響が出てこないかなというのがすごく心配しておりますので、また今後もですね、計画の進行状況を見ながら、この委員会のほうにも定員適正化計画の進行と今の業務の方との整合性が図れているのかという、そういった報告も今後いただきたいという風をお願いをしておきたいと思います。

委員長 他にご意見ございませんか。

(な し)

委員長 ないようでしたら、これで質疑を打ち切りたいと思います。

ただ今の3件ですね、これにつきましては、前回委員会から引き続き審議しておりましたが、これにつきましては、報告を受けたという事で終わっておきたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 ないようでしたら、ただ今の報告事項については、これで終わりたいと思います。

続きまして(4)平成19年度職員採用試験の実施について、理事者の報告を求めます。 清水総務課長。

総務課長 それでは、平成19年度職員の採用試験の実施につきまして、説明させていただきます。当町では、平成15年度を最後といたしまして、正規職員につきまして新規採用を差し控えて参りったところがございます。実のところを申しますと先ほどもお話に出ておりました、第二次斑鳩町定員適正化計画の数値と比較いたしまして、実際の正規職員

数の方が数字は下回ってはありました。このような状況のもとでも採用を控えてまいりましたのは、当町の財政状況等を勘案する中で、判断をしたものでございましたけども、このことについては委員の皆さんにも一定のご理解をいただいていたところであるという風に考えているところでございます。しかしながら、あまり長期にわたって新規採用を行わないということによって、将来の人事管理にも問題が生じてくること、いわゆる人事の硬直化を招くことも懸念されることから、平成19年度には一般事務職員でございますけれども、一般事務職員につきまして、若干名の採用を考えているところでございます。このことにつきましても住民の方々等への周知方法につきましても、広報いかるが7月号への掲載、及び新聞報道機関への記事掲載の協力も得たいという風に考えておりました、そうした中で、一般事務職員の募集を行ってまいりたいという風に考えております。

募集の概要でございますけれども、一次試験の実施日は8月20日の日曜日、また二次試験につきましてもは9月下旬を予定しております、受験の申し込みにつきましてもは、申込書の配布及び受け付けを、来る7月3日（月）から7月31日（月）までを行うこととしております。

受験資格といたしましては、初級の高等学校等卒業者、中級の短期大学等卒業者、上級の大学等卒業者、それぞれにつきましても、来年、平成19年でございますけれども、3月末日における卒業見込み者を含めまして、卒業してから4年間の余裕と言いますか、幅を持たせたいという風に考えております。年齢で申し上げますと、高等学校等卒業者につきましてもは、来年4月1日までに18歳から22歳になる方、短期大学等卒業者につきましてもは、20歳から24歳になる方、大学等卒業者につきましてもは22歳から26歳になる方に受験資格があるということでございます。この4年間の幅につきましてもは、前回と同様の措置でございまして、それぞれの学校において、病気や家庭の状況、あるいは病気以外の個人の都合等によりまして、卒業が遅れた方に配慮するという事でございますが、特に今回につきましてもは、過去3ヶ年間、当町での正規職員の採用試験を実施していないことか

ら、この間の新規卒業者に対しまして、当町への就職の機会を与えるという意味合いも考えての措置という事でございます。またそれとは別に、学校を卒業した時期が、いわゆる就職氷河期にあり、やむを得ず不本意な就職をした方またはフリーターとなっている方、または子育てを一段落したお母さん、あるいは会社のリストラにより職を失ったものの、まだまだ勤労意欲や能力がある方などの方々に再度挑戦をしていただく機会を与えるという事とともに、町といたしてもそうした方たちの中から優秀な人材を求められるという事から、今回は、先ほど申しましたこれまでの募集対象者に加えまして、年齢で申しますと30歳から40歳の方々につきましても、募集を行おうと考えております。この考え方につきましては、国が今後推し進めようとしております、再チャレンジ可能な社会の構築、の趣旨にも合致しているものでないのかなという風に考えております。なお、合格者の採用予定日は、当然の事ながら平成19年4月1日を予定しております。

以上、簡単ではございますが、平成19年度職員採用試験の実施につきましての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりました。質疑、意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(5)子ども模擬議会について、理事者の報告を求めます。
野崎教育委員会総務課長。

教委総務課長 (5)子ども模擬議会についてでございます。子ども模擬議会につきましても本年度で12回目を迎えるばかりでございます。本年度、開催させていただくにあたりまして、先般、中川議長様と打合せをさせていただきまして、日程を協議させていただきました結果、8月10日の木曜日に開催させていただくこととなりました。当日は、午前9時30分から正午までの予定で、議会の議場をお借りいたしまして、

町内の小学6年生と中学1年生の16名以内の児童生徒が、町長をはじめとする理事者に対しまして、未来の斑鳩町について、総合的な学習等で地域について自ら調べ学んだ内容につきまして、意見や希望を述べ、町理事者がこれに答えるという一般質問の形式で執り行うものでございます。理事者出席につきましては、昨年度は町四役及び部長、主幹課長といたしておりましたけれども、本年度は原則として町四役及び部長、担当主幹課長とし、質問内容等に応じて、関係課長の出席を求める事といたしました。また前日の8月9日(水)にも午前中、議場をお借りいたしましてリハーサルを行う予定でございます。議長におかれましては、誠にご多忙中のところ2日間にわたりましてご協力いただくわけでございますけれども、このことにつきましても、快くご承諾いただいております。今後、各小中学校におきまして、議員の選出等々、進めていただくこととなりますけれども、8月10日(木)の当日は、選出された一日議員ばかりではなく、他の児童や保護者の方々にも傍聴いただくよう、周知して参りたいと考えております。

以上、子ども模擬議会の開催についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(6)学校給食の運営について、理事者の報告を求めます。
野崎教育委員会総務課長。

教委総務課長 昨年11月の総務常任委員会でもご説明をさせていただいておりますところ、学校給食につきましては、より安定した人員を確保するため、平成19年度から調理洗浄業務につきまして、民間委託を導入することといたしております。平成19年度につきましては、1校を導入することといたしまして、導入校は斑鳩南中学校と決定させてい

ただいたものでございます。この場でご報告をさせていただきます。
この事につきましては、先日開催されました斑鳩町学校給食運営委員会において、保護者代表等にもご説明をさせていただいたところでございます。今後は、保護者用のパンフレットを作成いたしまして、全小中学校の保護者に配布をいたしまして、理解を得たいと考えております。またさらに、各学校のPTAからの要望があれば、各学校にご説明に行くことも考えているところでございます。

また入札につきましては、平成19年1月を予定しておりまして、契約後4月までの間に受託会社への作業基準の説明会並びに衛生管理研修等を行いまして、平成19年4月の円滑な給食業務開始ができますよう準備を行ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見等あればお受けしたいと思います。

中西委員 委託業者の決定とかも行っておられます。どういう審査の形で決定されたのかについて。

教委総務課長 業者の選定でございますけれども、まず、今のところ入札参加資格についても検討いたしておりまして、一般競争入札の準備も進めておるところでございますけれども、参加資格を満たしておりましたならば、登録業者による指名競争入札も可能ではないかという風に考えておりまして、現在のところ、調査研究をしているところでございます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 以前に私、学校給食の運営について、一般質問はさせていただいてますけれども、その時にもお聞きしましたけれども、業者等の契約等について、冊子でまとめられるという風にお聞きしてはありますが、

まとまった段階で総務委員会の方にご提示いただきたいという風にお願いはしてましたけども、今の状況としてはどうなっているんでしょうか。

教委総務課長 契約書類の作成という事でございますけれども、業務内容等や条件等を記載させていただいております仕様書というものがございます。それを基に業者によります入札が行われました後、落札者と契約を交わす事になります。そして、仕様書等の契約書類の作成にあたりましては、保護者からいただいた意見等できるだけ反映し、学校また栄養職員等によります協議の中で、契約担当者と十分相談する中で、教育委員会にもお諮りいたしまして、作成して参りたいという風に考えております。

木澤委員 中西委員の方からもご質問がありましたけれども、当然それを業者の方に示して、それをクリアできる業者で選定を行うという事になるんですね。

教委総務課長 はい、そうです。

課長

木澤委員 一月入札ですんで、委員会にお示しいただけるのはいつ頃になると考えておられますか。

教委総務課長 契約書類に付属します仕様書というのを、当然教育委員会の方で作成しなければならないという風に考えておりますので、契約前には当然仕様書というものが出来ますんで、12月の議会頃にはご提示できるかなという風には考えております。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 他に、理事者から報告事項あればお受けします。 清水総務課長。

総務課長 申し訳ございません。レジメにはございませんけども、1件だけ報告をさせていただきたいと思います。特別職報酬等審議会の設置についてでございます。去る3月17日開催の本委員会で、町長が委員さんからのご質問にお答えする形で、本年6月位から特別職報酬等審議会を開催し、報酬や費用弁償について見直しをしていただくという旨の表明をいたしました。この度、同審議会を設置することといたしまして、来る6月30日（金）でございますけれども、に第1回目の審議会を開催することとなりましたので、報告をさせていただきます。

第1回目の6月30日を初めといたしまして、これも3月の委員会での町長の方から表明がございましたけれども、11月位までに答申をいただきまして、12月定例議会におきまして、それに伴う条例改正につきまして、議員皆様にご審議を賜りたいという風に考えております。その答申を頂く予定でございます11月までは、この審議会を毎月一回程度開催をしていただきまして、適正な報酬等につきまして、慎重な審議を賜りたいという風に考えております。

また、今回の審議会におきましては、先ほど総務部長の方からございましたけれども、議員皆様方及び町三役の報酬等という、当審議会本来の審議だけではなく、町の各審議会や委員会等、町の付属機関等の委員の報酬につきましても、加えてご審議をいただきたいという風に考えているところでございます。なお今後、各審議会等のあり方につきまして、庁内で委員の人数も含めまして見直していくこととしておりますことから、当審議会におきましても、前回は平成14年度に設置しておりますけれども、その際が審議会の委員数が8名でございましたところを、今回はそこから2名減じまして、少なくいたしまして6名という事で、より少数精鋭の委員の皆さんによりまして、ご審議をお願いすることとしております。委員といたしましては、50音順で申し上げますと1人目といたしまして税理士の岡田義治氏、2人目

といたしまして弁護士の水野孝雄氏、3人目といたしまして公認会計士で現在、町の代表監査委員でございます辰巳忠次氏、4人目といたしまして元民生児童委員の福原敬子氏、5人目といたしまして町の行政相談員の吉川裕子氏、6人目といたしましては町公平委員会から吉川嘉重氏、の6名の方々でございます、男女別で申し上げますと男性4名、女性2名の内訳となっております。

以上、簡単ではございますけれども、特別職報酬等審議会の設置について報告をさせていただきました。以上でございます。

委員長 報告が終わりました。質疑等あればお受けしたいと思いますが。

(な し)

委員長 以上、これら各課報告事項については、報告を受け、了承したという事で終わります。

次に、その他について委員の方から質疑、意見等があればお受けしたいと思います。

松田委員 前回の委員会で質疑をさせていただいたんですけど、子ども文化体験教室の関係についてであります、その後、関係資料などをいただいて、検討をしてくるんですけども、どうも理解がしにくい面がありますので、改めて質問をしたいという風に思うんです。いくつかの点がございませうけれども、要点をしばって申し上げたいと思うんですけども、太子塾の性格については、ご説明もいただいております、町がお願いをしてつくったという事と、町はこの太子塾の事業に対しては助成をしているという事、太子塾、町がお願いをしたという事もあるんで要請を企画財政課で行っているという事などが説明がされているわけですが、18年度の組まれている予算について、太子塾の事業はどのような計画になっているのかという事について、お聞かせ願います。

企画財政課長 太子塾に関しましては、今おっしゃってますように事業費の助成をさせていただいております。平成18年度は一般会計予算で30万円、町づくり人材育成事業の費用として予算を組ませていただいております。

松田委員 30万円はどういう事業なのかという事を聞いているわけです。

企画財政課長 今日まで、町内のウォーキングを主にやってきていただいておりますので、本年度もその事業をやっていただけるという事で今は聞いておるところでございます。以上です。

松田委員 今ご説明があるようにですね、私が書面で申し入れて回答いただいた分についても、団体にはやっていないと、事業に対しては補助をやっていると言うんですけども、むしろ性格から見るとですね、補助ではなくて事業時期を矛返してるという形の性格のものかなという風に思うんです。補助ならなんぼ要ってそれに対する補助など、という事になるわけですけど、補助と言いながら結果的には事業として出費を、町費で負担してる形のものではないかなという風に思うんですけども、そういう性格と違いますか。

企画財政課長 おっしゃる通りでございます。事業費に対してお支払いをさせていただいたという事でございます。

松田委員 それでは、この18年度もそういう取扱いをするという事であって、15年度から実施をしてるわけですか。そして15年度以降、いわゆる余ったとかどうとかいう関係で返された事があるんでしょうか。

企画財政課長 15年度から実施をいたしておりまして予算は30万円ですが、その事業の費用について余った分については、毎年戻入をさせていただ

いているという事でございます。

松田委員 戻入させていただいているという事を言うんですけども、これはどんな事業をやって、どのくらい戻入をしてるんですか、毎年。

企画財政課長 15年度につきましては、太子塾初めてやっていただいた事業で、竜田川流域フォーラム2003、竜田川ウォーキング、この事業をやっていただいています。これにかかります費用は27万6,295円で30万円から差引ました23,705円を平成15年度で戻入させていただいております。次に平成16年度につきましては、里山ウォーキングという事で、これにつきましては、25万4,188円要しております、戻入は45,812円でございます。平成17年度は町中ウォーキングを開催していただきまして、これにつきましては24万434円の支出をいたしておりますので、戻入は59,566円となっております。以上でございます。

松田委員 言葉の問題なんですけども、これは先払いをしてるんですか、それとも後で精算払いをするという形をとってるんですか、どうなんですか。事務処理としたらですね。

企画財政課長 30は補助金のところに、負担金及び交付金のところで組ませていただきまして、人材育成に対する事業の補助金で、先に30万円をお支払いさせていただき、その後事業が終わりましてから精算で余った費用について戻入をさせていただいております。

松田委員 よう分からんのですけどね、補助金の性格というのはどういう正確のものかなという風に実は思うんですけどね、今言われているような関係というのは、補助金の性格のものと違うんとかちがうかと、やっぱり実費負担をしてるという関係でありますからね、そして負担金で戻入をしているという言葉が使われているんですけども、むしろそうす

ると30万なら30万の枠ある。このうちで行動しなさい、余ったら返しなさいという関係の手続きという事になるのか、あるいはこれだけ要ったからこれだけ云々という事で請求をするという、いわゆる後払い方式の関係をとるのかですね、それによって色々かわってくると思うんですよね、この辺がどうも曖昧だと思うんですけれども、こういう扱いをしている関係が、町費の支出の中でですね、余りないように思うんですけれども、これは太子塾だけなんですか。あるいは他にもあるのでしょうか。

企画財政課長 あと、女性エンパワーメントの事業といたしまして斑鳩K A I G Iの方にも同じように25万円でございますが、予算を組んで支払いをさせていただきます。

松田委員 僕はですね、太子塾がどうのこうのと言うてはるわけではないんですけれども、この間言いましたのはですね、この文化体験プログラムの関係についてなんですが、実行委員会は行政がやらなければならないとなってるんで行政がもってますと、ところが実質的な事業計画云々という関係についての発想と取り扱いというものは太子塾であるという風に説明をされているわけですが、実は文化体験プログラムの関係はですね、428万4,000円のいわゆる事業負担金があるわけですね。ところがこの関係については、斑鳩町の予算については、歳入でも歳出でも一切出てこないという関係のものであるという関係について、どうもこの理解がしにくいんです。それでいて特に行政が事務局をもっている、ところが実質的にはいわゆる実行委員会を組織して、その実行委員会は行政でやらねばならないと言いながら、行政が会計を握りながらですね、一切そういった収支の関係について、我々の目にとまるところに一切出てこない。あるいは収支計算をする関係でもない。普通なら1千円分のお金であっても、入りゼロという関係について、例えば素通りの金額であってもですね、皆だいたんに処置をしているにもかかわらず、この関係については全くその、斑鳩町の予

算関係には関係しないという関係になって、という関係の取扱いになっているんですね、確かにそれはそういう事になっているけど、そういう事がほんとうに合理的なんかどうだろうかという事なんです。特に規則を見ましても確かに実行委員会を作ったという事になってるし、実行委員会の構成も決まってるんですけど、実行委員会そのものの中でも、会計については企画財政課で扱うという事になっているんですけども、それについての監査なんかについては、受けるという関係規定は一つもない、という関係ですね、という事から見て一体、公金でありながら公金扱いが地方では行われていない、そして委託だという事で委託費として補助をされている。会計上で実際どこにも出てこないという関係というものが本当に公平なのかという事についてですね、一体どうなんじゃろうかなと、それが正しいあり方なんかどうかという事について疑問があるんですけど、この事については、当然の処置という風にお考えになっているんでしょうか。取扱いをめぐってはどうなんでしょうか。

企画財政
課長

国からのこのプログラム支援事業の運用指針というのが出ておりまして、この中で委託経費の一部、特に参加者の受益者負担分については、この委託費用から払ってはいけないというような事が書いておりますが、監査等につきましては、この規約の中でないという事で、またこの428万4,000円、国からの委託費でいただきまして、また精算と言いますか、最後報告を行います、県を通じて国に報告を行います。この際に、収支等の良し悪し等のご指導を受ける場合があるかと考えておりまして、本来でしたら実行委員会の中で監査も設けるべきであったかとは思いますが、県・国の方へ報告いたします関係上から、割愛をさせていただきましたという事でご理解を賜りたいと思います。

松田委員

事務局をね、斑鳩町の職員がもって、しかも公金であるべきはずの関係から、いわゆる収支の関係について、一切通らない金を扱ってる

という関係についてね、そしてそれが委託であるんやというような関係で、県の段階になったら検査できるんでしょう。ところが市町村の関係でも、一切関係しないんだと、というような公金があるんやということ自身が、どうにも理解が出来ないんです。しかもそれがなおかつそれを担当する事務局というのが企画財政課であるという事について、何も僕は企画財政課とか企画財政課の課長とかあるいはその職員を疑うわけではありませんけれども、一つの極めて問題を起こしやすい、疑惑には出やすい関係の扱い方をしてるんじゃないか、こういうように思うんです、本来は正しくないと思うんです。ですからこういう関係を充てこんで、なお且つ事業をしなければならんという事についてですね、一体行政としてどう思うんや、ほんとにガラス張りと言えるんかどうか。我々の全然察知をしない、何も知らないというところに金を置いてると、しかも428万4,000円という関係を置いていてしかもそれを行政の職員が担当しながら、預かりながら、預り金とも言ってるわけですね、むしろ。預かり金なら預かり金の関係の方法があるわけなんです。ところが一切この地方財政にルート通る事のない関係の金を預かって事業を行う、あるいは行事を行うという関係が果たして合理的なんじゃろうかどうじゃろ、あるいは問題を起こす可能性はないんかどうか、という事について、一体どう考えるんじゃという事について、確かに色々な縛りをこうしてるんですけども、それはなぜそういう事を決めてるのかという事は、私が言うような原因が、生じてはならんからしてるんだと思うんですけども、それをあえて受けているという事について、一体どうなのか。これ、説明を受けなければ、全然我々、斑鳩町で428万4,000円持ってて、全然分からないわけですね、どこにも出てこない、いわゆる18年度の予算を見ても、一般会計。どこにもない、ないからどうかという事で色々質問してみますと、これはないんです、という返事をもらってるんです。こういう事で本当にいいのかな、どうなのかなという事について、疑問があるんですけども、これはどういう事なんですかね、これでいいんでしょうか。そうまでして、こういう事業をや

らなきゃならんのかどうかという事ですよね。

総務部長

当初、この事業の取り組みにつきましては、斑鳩町の方への委任をいたしまして出していくという、同じ実行委員会の組織でありまして、もそういう方法はありませんでした。そういう選択をすべきであったかと、今になってはある意味では反省をしなければならんと考えております。いずれにいたしましても、今現状の中で進む中でありましても、いまご指摘いただきましたような、数字的な処理について、誤りのないように十分対応していかなくちゃならん、それについては何か方途がないかという事についても、事業を進めていく中で考えていきたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

松田委員

収入役さん、これどう思いますかね。こういう関係がね、公の金でありながら全然会計通らんと、あるところで処理されてるという関係について、合法的だと思いますか。金を預かる者の立場としてね、全然あなたの知らん金が動いてるわけですよ。かつて私は、斑鳩町の龍田の財産区の関係についてね、通帳、収入役の金庫の奥底に金を預かってると、通帳を預かってると、その通帳には500何万があると、それがそのまま誰の目にも触れない、目に触れる事ができるのは収入役だけやという関係の預かりをしてるという事自身について、問題があるのと違うかという事を指摘した事があるんですよ。少なくともいわゆる地方自治法にいう関係について、財産区の取扱いについては決まってるんですから決まったような方法を取るべきではないかという事について、曲がりなりにもですね、会計だけは処理をする事にしたという経緯を持ってるんですけどね、非常に似たような格好かなと思うし、今最近ですね、世間を色々と騒がしてる会計を通らずに、あるいは会計を通すというような格好をしながらでも不正に使用されているというような事が、巷で色々言われている。公共の中でこういう扱いという関係について、一体、それでいいんやろかというようにお考えになっているのかどうかね、ちょっと聞かせてもらえますか。

収入役

斑鳩町の公金として扱うべきではないかという、そういう立場で申されていると思います。ただ、国の補助要綱の中で必ずしもそうした事を国が必ずそうした事を条件としていないという事について、若干問題があるのではないかなど、先ほど総務部長が申しあげましたように、本来、町の公金として取り扱う事は可能であればそうする事の方が間違いがない、というように私としては考えますけれども、一応、今回については、そうした条件付けがなかったという事で、担当課の方で預かり金と言いますか、そうした形で処理をするという事ですが、委員が申されますように、若干のそうした取扱いについては、やはり問題があるのではないかなどという感じはいたしますものの、国の方で必ずしもそうした事を限定をしていないという事で、それについては国の方でそうした事を考えていただくという事になるのかなというように考えております。

松田委員

確かにそういう性格のものであると思いますけども、そうすると、こういう関係の扱いというのは、拒否する事ができないんかどうか、地方で、という事ですね、この事についてはどうなんでしょうか、僕は拒否しても別にいいと思うし、この関係を見まして、要綱を見ますと、これは文化庁かどっかやってるんですね。そしたらこういう関係がおかしいからという事で扱いを直してくれ、という関係の意見を具申するという事について、僕は可能だという風に思うんですけど、それもできないんでしょうか。400万欲しさにこんな事をしてるんですから、実際に。そういう事についてこういう扱い方というのは正しくないという関係、いい関係になるように改めてくれというような関係についてですね、もうちょっとやっぱり言うていくべきでないか。国が決めてるから、決めてるからという事で、それを素直に受けていくというのは素直でいいんかも分かりませんが、疑問を持たれ、あるいは疑問を持たれるような要素がある、あるいは不正に傾くような要素があるような金銭、公金の扱い方になってきているようなシス

テム、そのものが、という事についてはですね、何としても僕は是正されていくべきだという風に思うんです。それが現時点において、現在の中でそういう意見具申をすること、というような積極的なやっぱり方針を貫いてもいいんじゃないか、というように思うんです。やっぱりそういう形を常に斑鳩町の場合、とってきてると思うんですね。ですから、公平にしてしかも透明性のある金銭の扱い方、公金の扱い方という関係を心がけるとするならば、こういう関係について、甘んじて受けていくという事ではなくて、それが好ましくないとするならば、好ましい方向に意見具申をしていくというような積極性があるのもいいんじゃないかという風に思うんですけど、この辺はどうなんでしょうか。

町 長

これは特に文化庁、特にそういう点では色々と子どもに対するいろんな関係等について、大淀町がこの関係等について、鼓という事ですね、オオクラゲンジロウさんの関係で、東大寺でやられた事もございます。という事が国が一つの施策としてこういう、町おこしというのか、伝統的なものを復活する、そういう事を子ども体験として認めてきていくというのが現状。松田委員がおっしゃっているように、公金として流れてくる関係等について、何もそういうとこ通じない、そういう町に関係なしに一つの金として国に報告したらいいという関係について、どうあるべきかという問題も、今、収入役が答弁してますように、色々な問題あると思います。そういう問題については、我々としてはできるだけ公金としての扱いとして、一番望ましいわけですけども、国の施策としても、今いろいろ活動的に、色々と子どもさんの関係等について、伝統的なものをやっぱり体験をさすという事が今、総合学習の中にも出てますように、色々とそういう事が出てくる中で、奈良県下でも大淀町が一つの受け皿として2年前か3年前にやられた経緯がございますから、それらの関係等について、斑鳩町もそういう点については、できるだけ国の費用でやっていただけるという事でやったという事で、今後については、そういう点について、公金の関係

等について、もし機会があれば文化庁とも協議をして参りたいと考えております。

松田委員 たまたまですね、私は監査委員としてもその役割を果たしていかなければならない立場に置かれていますが、こうした金、公金がいわゆる会計システムを通らずに処理ができる方法があるという事について、容認をしていくべきかどうかという事について、非常に疑問に思うんです。そういう場合において、監査委員としての責任はどうなるんじゃないかという風にも思う。ですから、私は是非ともこういう関係については、いろんな問題があるとするなら、その事を積極的に取り上げて、節々直していくべきものは直す、あるいはそれでもやれという事になれば、それは拒否をすとかいうような関係についていくべき性格のものと違うかなというように思うんです。だからそういう立場から特に指摘をしておきたいと思うんですけど、今後の監査委員としてのあるべき姿勢として、一体どうすべきなのかという事について、なかなか今のところ具体的な根拠というものを与えてもらっていません。従って今後更に研究を進めていきたいというように思うんですけども、ただ単にこれは正しい方向をしているんだという風にはとてもじゃないけど思えないという事について、早急に改められるべき性格のものであるという事だけ強く指摘をしておいて、終わりたいと思います。

委員長 他に、その他について。嶋田委員。

嶋田委員 これは、先日の他の常任委員会のことなんですけれども、その中でですね、委員さんが新聞報道でアスベストに関してですね、特別弔慰金と埋葬料の支給を決めたと、県下に2人いてはると、その二人についてですね、分かる範囲で教えてもらえませんか、という質問があり、理事者側からは、実態としてどこの方というところまで情報を入手してないと、そしたらまた委員さんが、それでは後で調べて分かったら教えてほしいという風な事がありまして、それで終わったわけなんで

すけれども、私、これを傍聴させていただいてですね、個人情報の保護の観点からちょっと問題のある質問だったとは思いますが。ただし、理事者の方からですね、教えてくれと言われて、何ら答弁がなかった、答弁がないという事は、はい、教えましょうという事だと、私は理解したわけなんです。2年前の当委員会で個人情報保護の観点から、情報を漏らした職員は、厳正に処分すると、部長は答弁されておられたと思うんですけれども、この事に関してですね、部長出席されておられましたので、ちょっと率直なご意見お伺いしたいと思います。

総務部長 個人情報にかかるものについては、保護していかなきゃならんという中で、内容については、どこまで情報を提供出来るかという事になれば、あの時には、質問者が答えられる、行政では対応できないような内容であったと私は感じておりました。私も同席しておりました中で、私自身が答弁させていただいたらよかったかなと、今になって責任を感じております。終わりました後、担当の方にもそのような事を申し上げておきました。そういった事でよろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

嶋田委員 私もね、委員さんがどこまで教えてくれという、細かいあれはなかったと思うんですけれども、個人の情報、2人について教えてくれという事自体、質問する事自体、私は問題あると思います。今、部長のご答弁である程度理解は出来ましたが、これからですね、そこらへんは理事者の方も、できないものはできないという風な事をはっきり答弁された方が、誤解を招かなくていいとは思いますが。

それとですね、もう一つ。今年は町民プールは使用されないんですか。

生涯学習 7月1日から開園の予定をしております。

課長

嶋田委員 今日6月20日ですか、7月1日、要綱やかいろいろな事は決ま

ってると思うんですけども、去年の町民プールの利用者についての報告の中で、委員さんの方から、利用されたその期間について色々精査して総括して、それを咀嚼してまた次、来年度の運営に活かしていくべきだという意見出されたと思うんですけども、それに関してどういう風な要綱いうんですか、どういう考えで今回、町営プールの運営にあたらうと思っておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

生涯学習 町営プールの本年度の運営につきましては、安全第一を最重点に掲げまして、まず運営してまいりたいと考えております。さらに利用者に対しましては、十分なサービスをもって運営して参りたいと思います。さらに、昨年度施設が傷んでおった箇所につきましても、工事にかかっておりまして、万全の態勢で臨んで参りたいという風に考えております。

嶋田委員 安全に関しては、それはもう今年に限った事ではないと思います。今日も委員さんの方から意見として出された、また今までからずっと出されていると思いますけれども、今までの事を総括して、それを咀嚼してそれからどういう風にやっていくんかという事を再三、理事者の方に求められてると思うんですけども、それが全然なされていないというんですか、もしか成されていたら今回、こういう事で町民プールの運営にあたりますという報告があつてしかるべきだとは思いますが。だから、今日も委員さんの方から同じようなこと、実施計画等でおっしゃっておられたと、僕は解釈してるんですけども、そこらへんもうちょっと真剣にですね、事にあたっていただきたいと、この事だけ申し上げて、私の質問を終わります。

松田委員 最後になりますけどね、あまり嬉しい事を言うわけじゃないですけども、嫌な事を言うんですけども、6月議会で一般質問が終わりました。ところが、この一般質問についてですけども、本会議で理事者側

が出席をしていただいていますけども、出席者の中でですね、極めて目立つ状態があったという風に私は思うんです。一般傍聴についても私語とか談笑については禁じられているにもかかわらず、目の前で部長が一生懸命答弁をされているのに、私語を絶やさないとか、あるいは談笑が繰返されているという理事者側の出席者が目に付きました。僕はこういう関係が全ての、熱心に答弁をしようという事で、答弁をされていても、そういう人々が本会議場に出席をしてきているという事について、全体の空気が弛んでるのかなという感じもしますし、極めて不謹慎な行動であるという風に思います。従って私は議会運営委員会にも強く取り上げたいと思います。しかも本会議場の関係でありますから、議長の権限である事は事実ですけども、議長の席の方から、あるいは理事者側の席の方からは見えないわけですから、我々対面してるわけですから常に見える、という事について、誰か注意してほしいという風に思うくらいの事だと思うんです。ですから、出来るだけ本会議については、傍聴者も見えてる状態の時もあるわけですから、十分に理事者側の出席者について、注意をするように喚起を促しておいて欲しいという事だけ、特にお願いをしときたいと思います、以上です。

委員長 木澤委員。

木澤委員 一点だけすいません。斑鳩町に登録しておられるスポーツクラブの活動についてなんですけれども、以前に住民さんから投書をいただきまして、生涯学習課の方に運営についての状況の調査などを依頼してた分なんですけれども、その報告をお願いします。

生涯学習課長 それでは、投書に関します顛末について、ご報告申し上げます。去る5月18日に里川議員より、中央体育館の方へ少林寺クラブに対する投書があった事について、投書持参のうえ、来館されました。投書の内容でございますが、登録スポーツクラブ制度を利用し、同クラブ

の名義を借り、営利目的で活動を行っている、が一点。次にクラブの政治利用に関する事が二点でございました。この事につきまして、5月23日に同クラブの代表者から話を聞き取っております。まず、クラブ会費につきましては大人4,400円、月額でございます。子ども4,000円を月謝という事でクラブ員より徴収しているという事でございます。その会費の使途でございますが、だいたい主に少林寺憲法連盟へ会費として納金しているという事でございます。子どもの月会費のうち一部分をクラブの運営費に使っていると、月謝を納めていない方に対しましては、昇給・昇段試験の受験資格は得られないが、クラブ活動だけの参加であれば、500円程度の会費の納金で練習参加を可能な状態にしてるという事でございました。会費の徴収方法につきましては、クラブの役員が月謝という事で毎月徴収し、指導者である方に連盟の方に運んでもらっているという事でございます。練習会場及び使用料につきましては、毎週月と土曜日、夜の7時～9時まで中央体育館の道場で実施していると、その際の使用料については払っているという事でございます。指導者報酬については、もちろん報酬は一切受け取っていないという事でございました。次に、選挙活動等につきましては、クラブとして選挙活動等の事は行っていないという回答でございました。これに対しまして、町としてどのように対処したという事でございますが、まず一点目、会費につきましては、領収書等の発行をし、個人で連盟へ入金できるものであれば個人で入金してもらった方が誤解をもたれないのではないかとという事で指導しております。二点目といたしましては、クラブ員への会費の使途については、総会などの場所で十分な説明を行って理解を得るようという事で指導しております。三点目といたしまして、登録クラブの主旨を踏まえ、連盟の拡大のための受け皿的なクラブ活動とならないように十分気を付けてほしいという事で、指導を行ったところでございます。

木澤委員 そのクラブの方に町として指導を行っていただいていると、クラブ

の方としても政党等、利害関係の活動はしてないという事ですけども、月謝をもらって活動しているという事についての整理ですね、このクラブ活動の要綱の中には、営利を目的とした活動を行わないクラブであること、という風に定められていますけれども、そのこのところの理解はどのようにしたらいいですか。

生涯学習課長 会費、それぞれ大人4,400円、4,000円徴収しておられますが、必ずしもそれが営利活動にあたるという風には理解しておりません。

木澤委員 投書をいただいた方から、その辺のところは少し分かりにくいのではないかなという状況は、投書の中を見る限りでは読み取れましたので、町の方でも今後十分に注意をして、指導を行っていただきたいという風に思います。私としてもスポーツ振興について、別に否定はするわけではございませんし、スポーツは大に行っていただきたいと、町民さんの健康についても有意義なものですし。ただ、誤解を生まないように、町としても十分に注意を払って、今後スポーツ活動に取り組んでいっていただきたい、町のスポーツクラブの活動に支援をしていただきたいという風をお願いをしておきたいと思います。

委員長 その他についてもこれをもって終わります。

なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を必要とするものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるよう、お取り計らいをお願いいたします。

これをもって本日の案件については、すべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。

(午後 12 時 17 分 閉会)
